

第2回 信州型自然保育検討委員会

日 時：平成26年6月13日（金）
14時から17時
場 所：県庁西庁舎3階 310号会議室

1 開 会

○事務局

定刻になりましたので、委員の皆様もおそろいですので始めさせていただきますと思います。

ただいまから、第2回信州型自然保育検討委員会を開会いたします。

本日、ご出席の方、資料の中に出席者名簿というものがありますが、安曇野市の福祉部長さん、飯沼委員さんがご欠席ということで、本日はオブザーバーという形で浅川さんにご参加いただいております。

また、本城さん、ご出席できることになりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、開会に当たりまして、県民文化部こども・若者担当部長の山本より一言ごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

皆様、お暑い中、お集まりいただきましてご苦労さまでございます。長野県県民文化部こども・若者担当部長の山本でございます。本当に本日はお忙しいところ、またご遠方からご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

第1回目の検討委員会以降、委員の皆様におかれましては、信州型自然保育団体の現地調査にご足労いただきまして、本当にありがとうございます。これから信州型自然保育について検討していくためには、より幅広い視点からの丁寧な検討をしていくことが必要と思われるところでございます。

本日の会議では、この前の現地調査をおやりになってからの視点ですとか、あるいは皆様の日常的な子どもたちとの自然体験、あるいは保育園や幼稚園で日々取り組まれていらっしゃる自然との触れ合いの工夫ですとか、あるいは、1回目にはちょっとそのご発言ができなかったというようなことがもしございましたら、ぜひその辺も含めまして、率直にご意見を交換していただく中で、今後、信州型自然保育について考える基盤としていきたいと思っておりますので、時間は限られておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○事務局

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

配付資料は委員の皆様のお手元に委員資料一覧ということで、ペーパーを1枚つけさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、これより会議事項の検討に入らせていただきます。

なお、ご発言の際は、議事録の作成上、マイクをお使いいただきまして、また、できましたらお名前もおっしゃっていただいご発言をいただけると、あとの編集のほう助かりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここからの進行は上原委員長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

2 報告事項

第1回検討委員会の振り返り

○上原委員長

1個、おわびします。最初の会議のあと、長野県中、皆さん出向いていただきましてありがとうございます。感謝申し上げますが、きつかった。その点は申しわけなかったと思います。

そんなところで、いろいろなことを感じいただいたり、お考えいただいたと思いますので、それを今日この場でいろいろな角度から出していただけるととてもありがたいと思います。本当に思うがままにお出しただけとうれしいです。

それでは、報告事項の第1回の検討委員会の振り返りということですがけれども、事務局のほうから、かいつまんで要点をお願いします。

○事務局

それでは、お願いいたします。前回、第1回目の検討委員会について、委員の方々からのご発言の中で重要なポイントを私のほうでまとめさせていただきましたので、前回の議論のポイントを申し上げます。

1点目、森のようちえんという名称を使用することの是非につきまして、ご指摘をいただきました。そして、事業名にございます「信州型自然保育」につきましては、その定義を明確にし、認定基準もそれに基づいて、精神論ではなく、活動内容や手法についても明確に盛り込むべきというご指摘をいただきました。

自然環境を活用した特色ある活動は、既存の保育園や幼稚園でも行われている。森のようちえんと呼ばれるような団体と、既存の保育園・幼稚園を対比して、その優劣を論じるべきではないというご意見もいただきました。

そして、既存の保育園や幼稚園にも自然体験の取り組みが広く、全県的に今後広がっていくように、そういった観点で力を入れるべきというご意見をいただきました。

最後のポイントとして、国が定めました保育指針、また幼稚園教育要領に基づいた認定基準になるよう、しっかり検討をすべきというご意見をいただきました。

以上、そのポイントに基づきまして、今後、事務局としては次のような議論の方向性でご議論をいただきたいというふうに考えているところですので、ぜひご検討をいただければ

ばと思います。

まず1点目ですが、自然を活用した野外での体験活動や自然環境そのものが子どもにどのようなメリットがあるのかという本質的な議論を中心に、保育や幼児教育の理念をきちんと共有しつつ、それに向かう具体的な方法論について建設的な議論を、幅広い視点から丁寧に行いたいと考えております。

そして、森のようちえん、野外保育、里山保育、自由保育、自主保育など、さまざまな名称が存在する中で、今後、県が推進したい保育や幼児教育のあり方を的確に表現できる名称や用語を慎重に検討すべきと考えています。

また、自然環境を活用した野外での体験活動という観点から、特徴的な実践をされている園を長野県保育園連盟並びに長野県私立幼稚園協会等よりご推薦いただきましたならば、委員会としても見学をさせていただいた上で、保育や幼児教育にかかわる団体が相互に連携しつつ、より多くの団体が利用しやすい体験プログラムをつくっていきたいと考えています。

制度策定については十分に時間をかけ、当初予定の10月中の策定より多少遅れることがあっても、時間をかけ、しっかり検討を重ねたいというふうに考えております。

以上、ポイントを示しました。よろしく願いいたします。

○上原委員長

ありがとうございます。漏れとか何かお気づきのこと、いかがでしょう。

また、議論の中で思いだされることもあるかと思えますから、その折にぜひ指摘ください。どうぞ遠慮なく。

それでは、報告事項を終わりにします。

3 検討事項

(1) 県内の自然保育等団体の現地調査実施報告

○上原委員長

3番目の検討事項ですが、(1)の県内の自然保育団体の現地調査実施報告です。

まずご報告いただき、その後にそれぞれ委員の方々、出向いたところで思われたことがあると思いますので、ぜひ、ご披露ください。

それではよろしいでしょうか、お願いします。

○事務局

それでは引き続きまして、事務局より、まず、ご報告を申し上げます。

皆様の資料にもございますように、自然保育等団体の現地調査実施報告という用紙、ペーパーをごらんいただければと思います。

実施期間としては5月12日からの3日間と、次の週の二十日からの3日間の計6日間の現地調査を実施いたしました。

実施に参加いただきました委員の方々は、こちらにお名前を書いております8名の委員の方々と、それぞれ調査に参加いただいた団体の数が括弧の中に記してございます。

現地調査のスケジュールはその裏面、裏面をごらんいただきまして、ちょっと時系列ではないのですが、全部で14団体並んでありますので、ごらんいただければと思います。

あと、今回、現地調査をしていただきまして、記録等、現在、事務局のほうでまとめております。本日はまだ一般に公開できる形でまだまとまっていないということもありまして、まとまり次第、委員の皆様にもお送りして、ごらんいただけるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、現地報告の概要について、ご報告いたしました。

○上原委員長

ぜひ皆さんに感想やご意見をいただきたいので、たとえ一言でも全員にお話しいただきたいと思ひます。

それで、私と副委員長の木戸さんのほうから言っていきますから、考えておいてください。参加していなかったら、していなかったところでの思いで結構ですので述べてください。

また報告等々で、行ってきたときにはそんなふうにしたと、あるいは書いたことでもこんなふうには書いたと。しかし、時間がたってみると、実はこういうことだったのかなとか、そんなような思い返し、思い直し、訂正したいところもあったりもするかと思ひますから、そんな思いの部分も結構ですので、ありのままにお話しいただきたいと思ひます。

感想から言いますと、事務局も大変だったと思ひし、また皆さんにもご苦勞いただいたなと思ひます。その辺は感謝しております。

それで、つぶさに見せていただきますと、皆さん頑張っておられるなという感じもしました。それから、山の森の言われているところが重点でしたけれども、片や見せていただくと、今度、では今やっておられる保育園・幼稚園ではどうなのかなと知りたくなるという、そんなことも思ひましたね。これは視野を広げてもいいのかなという感じがしました。

それから、一番思ひしたのは、森の云々の言い方もあったのですけれども、森ばかりでなくて、信州広いぞという感じで、田んぼや畑も、野原、野山も使いながら一生懸命皆さん取り組んでおられる。そういうのをどのように受けとめていくのか、場所としてもそういうのをどう受けとめていくのか、あるいは、内容として取り込んでおられるところもあるから、それもどういうふうに吸収できるのかなという、そんな思ひを持ちました。

○事務局

今、それぞれの団体からいただいた資料をファイルにまとめまたものを回しましたので、それをごらんいただければと思ひます。

あと、委員の皆様には、調査に参加いただいた委員の方々からいただきましたコメントも資料としておつけしていますので、それもごらんいただきながら、さらにコメントなどあればお願ひしたいと思ひます。

○上原委員長

はい、それではお願ひします。

○木戸副委員長

木戸です。よろしくお願いします。

今回、私は全ての園を回らせていただいたんですけども、どの園も独自の取り組みをされていて、皆さん、そこで働いていらっしゃる先生方や園をつくり上げてきた方々は、自分たちの体験に裏打ちされた理念を持ちながら保育に携わっているという印象を受けました。

実際の活動の内容ですとか理念については、若干ばらつきはあるなという印象でした。どの園もやはり自然環境だけではなくて、人がどうかかわるのかというのがポイントだというふうにおっしゃって**おりました**。ただ、とはいっても自然環境が全くない状態ではできないということで、竹内さんもおっしゃっていたように、自然環境が子どもに与える影響というのを**もう少し**丁寧に見ていく必要があるのではないかとこのふうに感じました。

それから、どの園でも共通して見られた**こととしては**手づくりであるという点です。運営的な面もありますし、実際に保育園で使うものが手づくりであったり、あえての不便さというものを保ちながら、子どもに直接体験をする機会を与えていたというのがすごく印象的でした。詳しくは、この私のコメントのほうにも書いてあるので、目を通していただくと幸いです。

自然環境というふうには先ほど申したんですけども、幾つかの園では、室内の環境も重視して保育をされていました。生活ということに根づいた時間と申しますか、そういった点、ただ外に出ているだけではなくて、室内の環境が与える子どものその育ちへの意義だとか、大人の後ろ姿を見ながら生活していくとか、そういったことは既存の園の中でも考えていく、むしろいろいろ可能性が広がるポイントなのではないかというふうに見ていました。

今のところ、ざっとなんですけども、全体を見た中での大まかな感想を述べさせていただきました。

○上原委員長

ありがとうございました。では内藤先生、お願いします。

○内藤委員

まず最初に、内藤です。おわびなんですけれども、5月中、いろいろ事情がありまして全く現場への視察に参加できませんでした。申しわけないと思っています。

今日、資料を見ましたら、お一人で10何カ所とか回っていらっしゃる方もいるので、1つ、2つ行ければよかったかなと思ったんですけども、全くできませんで、これから自発的に一人で幾つか行ってみようというふうに反省しています。

それで、現地を見ていないということで、ただ思うところというか、見ていないからこういうことを言うのかもしれないんですけども、それぞれの団体ごとにさまざまな取り組みをして、それがその団体ごとの一つの特色というか、持ち味になっているわけですね。

その多様性をよしとして、いろいろあるからおもしろいのだみたいに見てもいいのではないかという気持ちが私の中であって、何でここであえて、認可というか認定の基準をつ

くっていくんだろうみたいなことを思ったり、そのことがあって、認定を受ければ、むしろその団体にとってメリットがあるだろう、この部分はわかるんです。でもそこから、この委員会がするのが「プログラムの普遍化」という言葉がどこかにあったと思うので、私はそれぞれの多様性を認めた中で、プログラムというところがどうやっても、前回から引っかかかっていて、先にプログラムありきで委員会は進んでいくんだけれども、私はどうも、この子どもをプログラムで教育したり保育するというのは、当初からどうも反対派なものですから、このプログラムという用語自体にまず抵抗しています。

なので、どうしてここで普遍的なものを求めて、それを既存の幼稚園とか保育園にまで広げていくようなことが必要なんだろう。むしろ、今あるこの自然保育団体の特性をそのままに生かしながら、むしろその団体にとってメリットになるような、私たちの活動で、この委員会の方向があったほうが、方向づけがあったほうがいいかなと。

まだ、ちょっとプログラムについては、今日も電車の中でずっと考えてきたんですけども、何でここでプログラム化するんだろうなという疑問が、今日、皆様たちにまたご意見いただければというふうに思っています。

○山口委員

山口です。私は今回、かなりいろいろと都合をつけて頑張っ、短大の授業とかをむしろ犠牲にしまして、休講にしたりとかしてできるだけ行こうと思って行ったんですよね。でも、本当によかったと思っています。いろいろなところを見せていただきました。

先ほど木戸さんもおっしゃいましたが、それぞれの園の自然環境に結びついた取り組みというか内容が、もう切り離せないんだなということをやっぱりじかに感じました。

例えば「はらぺこ」さんのところでは、割と民家のあるような住宅地に近いところで、私がとても感銘を受けたのは、ちょうど麦畑があって、麦畑の中を子どもたちが走り回っているんですよね、こんな姿は本当に最近では見られないことだなと思いましたし、「くじら雲」さんのところでは、本当に山の上なんです。そこに子どもたちが歩いて上がって来るということを知って、もうびっくりして、私、とても上がれない、途中で多分、行き倒れてしまうだろうと思ったんですけども、それだけやっぱり環境の中に子どもがいるということに改めて感じました。そういうことについては、とても実感したというのが、私自身、行ってみてよかったなということでした。

それで、ただいろいろな課題がやはりあるかと思ひまして、特に指導者の育成についてはいろいろな課題があるのではないかというふうに思いました。大体の施設では、かなり強いリーダーがいるんですよね、それで理念もあるし、その信念もお持ちだし、この方がいらっしゃるからここができたんだなというような感じがするんですが、でも、この方がいなかったらどうなるだろうということもやっぱり感じまして、後継者を育てていくということに、かなり課題を持っていらっしゃるのではないかと、というふうに私は感じました。

それから、最初に伺った「みつけ」ですか、飯田の「みつけ」のところ、内田幸一さんからお話を伺ったときに、やはり体験して、それをやりっぱなしではいけないというようなお話がありました。フィードバックというか、子どもにその体験の意味づけをすることによって初めて教育になるというようなお話を伺ひまして、私はそれに賛成

です。

なので、体験して、そのままいいかという、やっぱり自然があるその中にいるだけではやっぱりだめなのではないかなと。私、教育学者なので特にそういうふうを感じるんですけども、自然、それ自体を目的にするんじゃないかと、その学びのあくまで媒介なんだというような考え方を持って行ったほうがいいかなと思いました。

直接、それこそ、この検討委員会が目指すような認定制度、あるいはそのプログラムの普遍化ということについて、こうしていったらいいというイメージがまだ私もちょっとつかめないんですけども、内藤先生おっしゃったように、やっぱり認定制度の枠をはめることによって、この多様性に、それが奪われる可能性があるのではないかなということを感じまして、そうならないような方法というのはどういうあり方があるんだろうかということ悩んでいるところです。以上です。

○依田委員

依田です。私は二つの園しか行けなかったんですけども、その二つの園の代表や保育をされている方というのは知っている方なんですけれども、フィールドには初めて行ったりとか、2回目だったりという感じで、やっぱり行ってみると感じるということのが、また違うところであったり、知っているところだったので、また知らないところにも行ってみたかったというのがあるんですけども、スケジュール的に難しく残念でした。

ほかのところもそうだと思うんですが、小さい規模の、長野県には公立園が多いんですけども、みんな小規模の園なんですけれども、だからこそ、そこで感じたことは、保育者と保護者の信頼関係というのが強いことを感じたんです。それは小規模だからこそなのか、先ほど木戸さんが、理念というのが体験に裏打ちされたところからというお話がありましたけれども、そういうことなのか、やっぱりそこに集っている人のニーズに丁寧に対応しているということを感じました。

そういう中で、今度逆に、保護者は保育者の保育にできるだけそこをサポートしようという、そういう姿勢があって、そこがやはり経済的にも大変なことがある中でメリットとしてあるという、だけど、やはり長期でこういういい活動をやっていくためには、やはり次の保育者の育成ということも難しいだろうし、生活を成り立たせていくということも、保育者の生活を成り立たせるということも難しく、そこが、そういう課題を解決できることがこういう会議でいい方法が出てくるといいなというふうに思うんですけども、それはもちろん、こういう自然保育団体と言われているところではなくて、そこを考えていくことで、長野県全体の公立園だったりとか、私立の園の保育、保育全体を見直していくということになり、より理想に近い教育だったりとか、保育という方法を見出していける、その方法というのは一つということではなくていいんだし、全般的に見出していけるという意味ですけども、と思います。

○本城委員

本城です。よろしくお願ひします。まず視察、現地調査に行ってみての感想ですけども、やはり各園、各団体、与えられた、もしくは選んだいろいろな条件というか、環境の中で、それをフルに生かして実践されているなというのが第一の印象としてあります。た

だ、それは森のようちえんだったり、野外保育をしている団体に限らず、やはり既存園でも同じようなことでしょうし、認可外の園でも同じような状態だと思うので、特にそれが自然保育だとか野外保育をしている団体だからこそというのは、僕自身は特に顕著な実例というのは見られなかったなというふうに思っています。

見た団体は、僕自身も森のようちえんで仕事はしていますし、子どもも森のようちえんに通わせていますけれども。ただ森だからとか、自然の中だからといって全部がいいかという、やはり今回見た中でも相性というか、好き嫌い、僕自身が、ここは働きたいなとか、ここはちょっと違うなと思ったりとか、自分の子どもを入れようかと思っても、それなりに差がある。やはりこれは好き嫌いだったり、相性だったりとかということは正直あって、自然とか野外を活用しているから全ていいということは全くないと思います。むしろ、特に積極的に自然を取り入れなくても、素晴らしい実践をしているところがあって、ここで働きたいなとか、そこに子どもを通わせたいなとか、逆に都内の園とかでも実際に思うところはあるので、自然だからという切り口をあまり、そこにスポットを当てると見えてこなくなる部分も多くなるなというふうに現地調査を終えて感じています。

ただ、一つの特徴として、今回周った園もそうですけれども、保護者の方があえて積極的に選んで、その園に子どもを託している。おそらく多くの団体は無認可という形で高い保育料を、払って選んでいるということは、地域の方ですとか、保護者の方には圧倒的な支持を得られていて、圧倒的な支持を得ているからこそ保護者同士のつながりが強かったりとか、保育に対しても意識が高い、子育てに対する意識が高い。だからこそ、ストレスがない子育てができていくというところはあるのかなと思っています。

現地調査を終えて、今回の二つの、認定制度のことで体験型自然保育のプログラムについてですけども、今思っていることは、認定制度は僕は必要ないというふうに思っています。何のために必要なのか、だれのために必要かと考えたときに、やはり認定制度というふうな形の基準をつくって、そこに合う、合わない、それを何のためにするのか、本当にそれが子どものためになるのかということを考えてときにもっと別な形で、より積極的に各園とか、各活動をしている団体が自然を取り入れる、信州の自然を取り入れた保育を実践できる方法があるのかなと思っています。それが本当に認定制度が有効に働くかという疑問です。例えば有機野菜の認証制度とかありますけれども、有機野菜の認証制度をつくったからといって、各家庭で野菜を積極的に食べるようになるかという、何かあまりそんなような気もしない。むしろ、それは野菜をつくっている人たちのためにはなるかもしれませんが、本当に消費者にとってどうなのかと思ったりもします。

だから、今回も本当に認定制度が子どもたちのためにとってどんないところがあるのかと思って、ちょっと今、疑問が残っているのが一つです。

あと体験型の自然保育のプログラムですけども、これも今回は普及型のプログラムをつくって提示するというふうな形になっていますけれども、おそらく提示するという形では失敗するだろうというふうに思っています。

やっぱりプログラムとか実践例というのは、こちらから提起するものではなくて、現場側の人たちが持ち寄って、お互いがネットワーク的に交換をどんどんしていくというふうなものだと思うんです。だからそういった活動とか、現場の人たちの動きを支援していくというふうになるべきであって、何か冊子だとか、一つのまとまった形のプログラム、も

しくは実践例、そういったものを提示しても、おそらく形骸化してしまうかなと思っています。

例えばスマートフォンだと、アップルがi Tunesという公開するプラットフォームをつくって、いろいろな人たちが勝手にアプリを開発して、それでユーザーが自分たちのスマートフォンを使いやすく楽しいものにしていく。そのアプリケーション、保育の実践というのはかなり現場で行われていて、それが広まっていなかったり、発表する場がないだけだと思うんです。いろいろなところでは素晴らしい実践があるわけで、それをちゃんとi Tunesのようにちゃんとした交換、公開できるようなプラットフォームをつくることは積極的に取り組むべきだと思いますけれども、プログラムとして何かを提示するということは避けたほうがいいのではないかなというふうに、現段階では思っています。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。

○高松委員

高松です。すみません、この現地調査にも行っておりませんで申しわけありません。近くにありますが、鼎にありますところに見学に行ったという方たちのうわさ話というか、そんなことぐらいしか知らなくて、無責任な発言かと思いますが。

自然の懷に抱かれて過ごすことに反対をする人はいません。既存の幼稚園・保育所をやっている人たちも、自然の尊さを否定する人は私はだれもいないと思います。もうそれはみんな大前提のことです。私は文化を専門にしておりますが、自然と相對するところにあるわけですが、それでも自然の教育の尊さというものは十分承知しているつもりであります。

ただ、その学びの場が森の中にあるか、街場にあるかということはさほど私は問題ではないと思っております。

例えば、私のところ認定子ども園ですが、いわゆる町の中にあります。一本のけやきの木が、飯田の大火から芽吹いて大きく育っておりますが、切らない、葉っぱが落ちてもはかない、そういう形で葉っぱがどういうふうに紅葉して、どう散って行って、それがどう土に戻るかというようなことは子どもに体験させたい。一方の庭では、きれいに掃いて、道路も履いてというようなことをしております。

自然の教育というのは、場があればそれでいいということではなくて、その中で子どもたちが何を経験して、何を生活の中に取り入れて何を感じていくか、それが将来、どういう形で栄養になって残っていくのかというところが私は問題だというふうに思って、あえてこの森のようちえんという、これを認定するということに対して、ずっとひと月間も、私は実は頭を悩ませておりました。

そういう中で、やっぱり実際にやっておられる、今日、3人ご出席ですが、先生方が一体どこを認定してほしいと思っておいでになるのか、やっておられる方がどこに困っておられるのか、そこをまずはしっかりお聞きして、サポートできるのであればどういう形がいいのかというところから私は始めるべきではないだろうかというふうに、今、ここに至っております。

認定されるということは、その認定した側の責任もあるわけです。そうすると、さまざま、いろいろな縛りがかかることになっていくと思うんですが、それだと今のよさがどういうふうに継続されていくのかを本城先生おっしゃいましたけれども、まさしく私もそれと同じことを考えておまして、本当に認定してほしいというふうに思っておられるとしたらどういう認定がいいのかということ、もっと積極的にこの会でお話しいただいて、私や内藤先生の心を動かしていただけるような発言がどんどん出てくれば応援させていただきたいと思っておりますが、今のところ、私は、どこで自然を学ぶかということは、必ずしも私は一つでないなというふうに思っています。

ちょっとしたところで、自然の教育は結構、気持ちの持ち方でいろいろできる。そういうところをしっかりと啓蒙していくというか、そういう運動になればいいかなというふうに思っています。

見学をしておりますのに、勝手なことを申し上げました。

○上原委員長

ありがとうございます。

○小林委員

小林です。よろしくお願ひします。視察のほう、幾つか回らせていただきました。ありがとうございます。大変お世話になりました。

簡単な感想とすれば、本当に長野県の津々浦々まで、小さな園ではありますけれども広がりがあって、そこで生活をして、ステップアップしている子どもたちがいて、それを支える保護者がいて、地域があってということ、長野県の中で、1園、2園ではなくて、本当にいろいろな広範囲でそういうところの活動は広まっているなということを実感として思いました。

その分、短時間で回るのは大変な部分でもあったし、短時間でお話を伺うという部分でも話し切れないようなこと、いっぱいあったというのが、自分も話を聞いていただく立場にもなったので、例えば自分の園で考えれば、どこまでお伝えができたかというふうに考えれば、まだまだいろいろ見ていただきたいなと思うこともいろいろありましたけれども、そういう意味では、もう一周しろというのはちょっとあれですけども、でも見る、行きますか。

そうですね、個人的には本当におもしろくて、興味深いお話をたくさん聞けて、同業者であっても、それぞれの園の成り立ちから、理念からということ、集中してお話を伺うということはほとんどないので、そのことが非常に神秘的というか、でした。なので、これは本当におもしろいなと。

それで、先ほどから皆さんのお話に出ているように、多様であったり、活動が多様であったり、考え方がいろいろであったり、もちろん環境も違うし、当然、通ってくる子どもも違うので実践面も違っているという、本当に多様性があるって、それでそのことの豊かさというのは本当にあるんだなということを実感しました。

先ほどから皆さんの中で、認定制度と多様性というところがなかなか一致しづらいのではないかというふうなお話だったと思うんですけども。個人的には、もちろんうんと縛

やっぱり子どもの主体性・自発性を重んじる場ですので、こういうプログラムを提供するという発想で行くのはちょっと違うかなと。この違いは、ここからカリキュラムという言葉が抜け落ちているせいかなとも思っています。

プログラムの普遍化という発想でやっているのは、おそらく小学校以上の学校のカリキュラム環境と似たような発想で、子どもにこれを提供すればこういう力がつくという、結構、機能主義的な考え方ではないかなと。それに対して、幼稚園・保育園のカリキュラムというのは、歴史をたどるといろいろあるんですが、子どもの主体的・自発的な活動を中心に、その個々の子どもやその各学校、園にあわせて、そのため創造されていくものとして発展してきました。

ということは、プログラムをただ提供するというのが、幼稚園も保育園もそのままのカリキュラムになるかということ、そうじゃないんですね。そうすると、先ほどiTunesを例にお話しができましたけれども、僕もそれに似た感覚をここに書いています。要するに、プログラムをポンと出すと、それをどこでも利用できて、それでいい子どもが育つという単純なものではないので、やっぱり参考なんですね、そういうのが出てくる。さまざまな実践例というのは。

案外、先ほど、僕、現地調査のときもこの質問を必ずしていたんですが、横のつながりというのはどうですかという話をすると、案外ないと。自然保育をやっている団体同士の、時々顔を合わせているとか、そういうことはあったとしても、じっくり話し合ったり、お互いの実践を紹介し合うということはなかなかないという話も聞きましたので、逆に、そういう既存の園も含めて、こういう実践をうちでやってこんなことがあったというのが情報交換できたり、それを参考にしながら、受けとったほうの園では、自分の園の実情にあわせたり、環境にあわせたり、子どもにあわせて、いろいろカリキュラムを発想する手がかりにしていくという場を豊かにしていったほうが効果があるのかなと。

それは、例えば先ほど山口先生がおっしゃったように、この子どもにとってどういうこの体験は意義があったのかなというのを、確認するという部分を各園も当然やっていることで、それを生かすことにもなると思いますし、長野県の自然環境は豊かだという部分を生かすことにもなっていくのではないかと思います。以上です。

○上原委員長

はい、一巡しましたけれども。言い足りなかった人、あるいは、あの方のこの部分を聞いてみたいという、そういうことがありましたらぜひお願いします。

我々やろうとしていることというのは、すごく矛盾していることを一個にまとめようとしているということなんですよ。確かに多様性、殺したくないんですよ。見せてもらえばなおさらね、これ一個一個大事にしたいなと思います。森のようちえんばかりでなくて、結構、幼稚園・保育園、これやっているところはすぐ寄せてもらおうようにしています。長野県中を見ているんですけども、それぞれのところ、みんないいことがあって、そういうのは殺したくない、むしろお願いしたいと同時に、ではどうやってまとまっていくかという部分ですね。

ちょっと、いろいろ皆さんのご意見もいただいたことは、ずばり今、認定というスタイルがさあどういう意味を持つのか、作用を持ってしまうのかですね。そのくらいまでも考

えておかなくてはいけないだろうなというふうに考えるべきだろうと思いますね。

そのような矛盾をどのようにまとめるか、あるでしょうし、それから自然の概念、あるいは自然、自然のイメージ、概念はわかる、わかりやすいけれども、保育という、それはどこにあるのかという、山の中、森の中ばかりではなくて、町の中、部屋の中、そこでもあり得るでしょう。あるいは自然保育とか、そんなふうに言われるんだけど、求められているもの、必要とされている核心は何かですね、そういう部分だと思いますね。その核心を今度は、今のプログラム化というのもあったんですけども、プログラムという言葉、これをどう使うか、どう解釈していくか、これはしっかり議論しましょう。今、軽々しく決めなくて、で、それをどう普遍するかの部分を、プログラムが決まってこない、どんなふうに発想するかが決まってないと、それは定まりませんから、それもうちょっと置いておきますか、そんなふうに思います。

そんなふういろいろなご意見いただきましたけれども、もう一本、際立っていた意見というのは、僕はそこに子どもがいるということです、これをどうするのか。ここが肝心のところだと思います。

我々が、今の幼稚園なのか、保育園なのか、認定こども園なのか、それから今、話しをしようとしている自然保育なのか、森のようちえんなのか、そういう分け方は可能なんだけれども、でも、共通しているのは、今、そこに子どもがいる、この子たちをどうしようと、そこらだと思わんですけれども。

依田さん、何かありますか。

○依田委員

依田です。認定制度とかプログラムの普遍化という言葉のイメージが各委員イメージがみんな違う中で、認定制度はつくらないほうがいいとか、プログラムの普遍化をしたらとかというふうに、それがやっぱり具体的なまだ内容の話ではないので、でも私は、その認定制度とかプログラムの普遍化というのは、その多様性というものを失わせるものではないと思っているし、そういう認定制度であれば逆に要らない。でも、認定制度をつくっていくのに、多様性を失わせる、そうじゃない認定制度だっつつくれるんじゃないかというふうに思います。

高松先生が、自然の懐に抱かれることに反対する人はいないというふうなお話があったんですけども。高松先生の園とかは、その一本のけやきの木を大事に、それが子どもたちが学んでいく一つのものというふうに大事に考えられていて、私は先生の園に**行った**ことがないんですけども、今のお話で、やはり自分が東京とかに**行った**ときにも、では東京はビルがたくさんあるけれども、自然が全くないのかといたらそうじゃない。表参道にだってけやきの木がたくさんあって、そこに小さな生き物たちを発見することができる。では、子どもたちがそこにいて、そういう自然を感じられる経験をするというのは何かといたら、環境だけでなく、やはり子どもに寄り添う大人がどういう感性だったり、どういう考え方をしているかだと思います。そこが、その人その人の気持ちの持ち方次第でいいのかということなんです。

子どもの権利というものがあって、ではそれは一人一人の気持ちの持ち方でいいのかといたらそうじゃない。やはり、幼稚園教育要領だったり保育指針だったり、そういうと

ここで、国はこういう発達段階にこういうことを学んでいくのがいいということを示していますけれども、その受けとり方というのはみんなそれぞれ違うと思います。荒井先生が言われたような安全面の配慮にしても、そうだと思います。個々に違うと思います。でも、そこはやはり子どもたちの権利として、やはり無認可の園でも最低基準があるように、そういうところは大事なところだと思うんですけども、今、私がいる「くじら雲」は、今、認可外保育施設という枠だけの中で、県から毎年、立入調査を受けています。その基準というのは、もちろん認可外保育施設に入れていただけるだけ、その前はどこにも入らないということは、自分は保育はしているつもり、幼児教育をしているというふうに、団体内の中では指導計画も立ててやっていたけれども、幼稚園でも保育園でもないというふうには14年前は言われていました。でも、それは個人レベルで、本当にその人の気持ち次第で、これは今の日本の幼稚園でも保育園でも、そういう基準には入らないけれども、これは子育て支援の意味があるし、幼児教育でもあるしというふうに言ってくださる方も、それで応援してくださる方もいました。

そういう現状の中で、認可外保育施設の立入調査というのは、とても広いです。ゼロ歳児から5歳児まで、しかも乳児のいる保育園、それから長時間保育だったり、保育園という形の基準でいろいろ調査されていくんです。でも実際にやっていることというのは、もちろんその施設のところにトイレも2カ所、20人の定員のところにトイレも2カ所あったりというふうにはあるんだけど、何か合わないところがあるんです。何か、やはりこの13年やってくる中で、こういうスタイルの保育というのも一つの保育のスタイルであるということを社会的に認めていただけたら、やはりそこを選択する保護者や子どもたちも認められることになるのではないかと。ヨーロッパに行けば、多様な小学校だったり幼稚園や保育園のスタイルがあるんだけど、実際に何かスウェーデンに行ってみたりとか、ほかの国に行ってみたりするけれども、そこに比べると、日本のことを全て知っているわけではないんですけども、比較すると、まだ日本は画一的な感じがするんです。

もっと多様性があってもいいということを長野県から発信することによって、一人一人の子どもがもっと権利が保障されるのではないかと。ということで、私はこの信州型自然保育の検討委員会の意義があるというふうに思います。

○上原委員長

はい、ありがとうございました。

○本城委員

本城です。現状の日本だとか長野県の中で、保育とか幼児教育の多様性がなかったりとか、多様性が否定されていたりとか、多様性が生みにくい状況にあるというふうには僕は思っていません。現にいろいろな保育だとか幼児教育のあり方がたくさんあって、そこに子どもたちも通っているので、かなり多様性はあるだろうなと思っています。

ただ、多様性はあるけれどもいろいろな、野外保育もそうでしょうし、ほかのいろいろな手法とか、いろいろなやり方の保育だとか、幼児教育の中には認可外保育施設というふうな形にとどまったり、もしかしたら無認可というような形で、要は行政からの支援を受けにくい、受けているところもありますし、全く受けていないところもあると思うんです。

けれども、受けにくいという点で、その多様性が行政によって認められていない部分はあるかもしれませんが、それが社会一般に認められていないかという点、全くそんなことはないと思っています。

当然、子どもたちを、6人でしたか7人でしたか、それくらい預かる場合には、もうこれ届け出義務ですから、認可外保育施設、義務として出しているわけで、その基準はやはりこれ守らなければいけない。当然、僕たちも県からの監査を受けていますけれども、ただ実際、建物の基準とかトイレの基準というの、すごく柔軟に運用されているわけですから、そういった面でも、野外での実践が何か否定されているという印象は全くないです。

ただ、やはり行政からの支援ということでいうと、もう少し手厚かったら、先ほど指摘、いろいろな方がされていましてけれども、もう少し安定的に組織が運営されて、持続的に運営されるということは保障されるだろうなと思います。やはり安定的に持続的に運営されるというのは、子どもたちにとって非常に大事なことだなというふうに思いますので、そこは何らかの形で実現できればという、実現願いたいと思います。

それで、今度、もし認定ということが必要だというふうな形で考えると、どんどんどんどん多様性、外で、野外での実践が多様性というふうに仮に言ったときに、この実践がどんどんどんどん増えてきたときに、ただ安全面の心配ですとかそこら辺が、衛生面の心配とか出てくると思うんです。

森のようちえんとか野外保育は、建物が不要ないというふうに勘違いされて、簡単にできそうだと。地元の人と一生懸命話をして、何となく畑があったり、田んぼがあったり、森があったら簡単にできそうだというふうな勘違いから安易に始めてしまって、事故が起きたりですとか、衛生面のトラブルが起きたりですとか、保護者とのトラブルが起きる可能性が僕は十分あるなというふうに思いますので、そういった面でいうと、認定基準はそこら辺の安全面とか、衛生面とか、人員面とか、結構厳しくなってくるのかなと思います。それはおそらく新規参入というか、新しく始めようとか、今までやってきたけれどもこの基準に合わないという人たちの意欲をそいでしまうことにもなったりしないかなというふうには思います。もちろんそれをクリアして子どもを預かるということは第一にはなりませんけれども、もし認定基準をつくとすると、そういった、どんどんどんどん広がる多様性というか、どんどんどんどん広がることを、もっと安心して子どもたちが通えたりとかするような基準は必要だなと思います。

逆に、やはり認定することで多様性が増えるというのは、そんなイメージとして僕は浮かばないんです。何かを認定することでいろいろな形が生まれるというのはあまり考えにくいので、団体として認定されてどうなりたいか、認定されるとどんなメリットがあるかということを考えると、やはりそれは県から認定されれば市町村からの信頼度が高まって、市町村からの補助だとかが実際受けやすくなるという金銭面というか、経済的な面でしか、やはり認定を受けるメリットが正直いってないかなというふうに、僕は感じています。

○山口委員

今、多様性と、その認定の関係についてが議論になっているんですけども、今、依田委員がおっしゃったことと、本城委員がおっしゃったこととの多様性の意味が若干ずれてい

ると思いました。

本城委員がおっしゃったのは、実在している森のようちえんが実際にやっていることのも多様性ですよね。なんですけれども、依田委員がおっしゃったのは、今ある既存の幼児教育という概念的な枠組みの中に、実際には森のようちえんというのは入っていないとか、入っていないというのはみんなのイメージの中にあるということです。みんなのイメージの中に、例えばこの、いろいろな幼稚園を回ったんですけれども、かなり用地取得とかで苦労されているところが多かったんです。それは共同体の中で、あんなのは幼稚園じゃないとか、幼児教育でないという目線がまだあるからだというふうに思うんです。その仲間に入れてほしいということですね。そういうことによって枠組みを広げるといような、多分意味合いがあって、そこは確かに依田委員がおっしゃるとおりだなというふうに思ったんです。それ私の言い方はちょっとうまく整理されていないのでわかりにくいかもしれませんが。

要するに、それが教育であるということの仲間に入れるという意味での認定制度というのは意味があるかもしれないということです。つまり幼児教育の、正当なルーツみたいなのは幼稚園と保育所と、今、認定こども園とかというのがあって、あと無認可となると、その他みたいになってしまって、その他を[幼児教育の仲間](#)に入れ[考えて](#)くれる人もいるけれども、入れてくれないで、あれは違うというふうに考える人もかなり多いということをおっしゃっていたわけです。

ですが、県がこれを、いや、[森のようちえんも幼児教育の仲間](#)だと言ってくれることによって、その多様性というか、ここにいろいろある、今、実際にやっているその多様なものを、この枠組みの中に入れることによって、やっぱりそれは地域でやられている、これは幼児教育なんですよということを知らしめるということは意味があるかなというふうにお聞きしていて思いました。

そんなにずれている話ではないと思うんですけれども、ちょっと整理したほうがいいかなと思って。

○高松委員

すみません、一つお聞きしたいんですが。県の立入調査があったことなんですが、部署はどこが立入調査をするんでしょうか、それによって、今、所属がどこにあるかなということをちょっと知りたいので教えてください。

○依田委員

依田です。それはこども・家庭課です。

○高松委員

そうすると保育所と、無認可の保育所として扱われているということですよ。

○依田委員

そうです。保育施設として。

○高松委員

私学課ではなくて、わかりました。

○上原委員長

今、すごく大事なお話になってます。

○高松委員

今、母体がどこにあるんだろうというふうに思ったんです。

○上原委員長

はい。

○本城委員

だから、中には、今回の視察した中には、認可を受けているところもあるので、そこは私学課、いわゆる学校法人としてやっているところもありますし、無認可もあるので、それは混在している、ここだけでも混在している。ここだけでも混在して、全てが認可外保育施設ではない、無認可保育所ではない。学校法人としての幼稚園もあれば、そこら辺はバラバラというか、いろいろな形態があるんですね。

○高松委員

すみません、私は無認可の保育施設というよりも、どちらかという、今までの感覚でいうと、塾みたいな感覚で捉えていたんです。どこからも干渉されない独特な理念を持った保育施設なのか、教育施設なのか、そこはちょっとわからなかったんですが、そういうもっと自由なものというふうに思っておりました。

そうだとすると、最近起こっているイングリッシュスクールみたいものが飯田にも一つ、できていて、そこへ入園していかれる方もあるんですね。そうすると、そこは今度、国際課になった、そこも認定していこうというような動きもなきにしもあらずというふうに思いながら、その無認可ということと、いわゆる理念を、共通理念を持った人たちが自由に子どもを育てていくということと、認可という言葉が今、絡んでいるので、現実はどうなのか、今後どうしたいのか、その辺のところ、すみません、よく見えていないので教えてください。

○事務局(こども・家庭課)

すみません、認可外保育施設についての説明をちょっとさせていただきたいと思います。

基本的に、今、認可の制度があるのは幼稚園、それから保育所、あと認可といいますか、認定こども園というのがございます。それ以外の1日の相当の時間を子どもさんを6人以上集まる場所、これを認可外保育施設と呼んで、一応、届け出をしてくださいということになっています。

それで、先ほどそれは保育所なのか幼稚園なのかというような感じのご質問があったかと思うんですが、そういったわけで、認可外保育施設の中には、保育にかける子もかけな

い子もいろいろな子どもがいます。保育にかける子を預かっていらっしゃるようなところはいわゆる無認可の保育所というふうに言えるかと思いますがけれども、認可外保育施設の中には、先ほど高松先生がおっしゃられたように、例えばそれイングリッシュスクールのような英語教育をメインに、売りにして子どもさんを集めているようなところもあって、そういうものも、全く保育所とは違うんですけれども、そういうものも認可外保育施設になっています。

たまたま、要はそういう一定の子どもさんたちをお預かりする場所を、国としてもただ放っておくということは好ましくないという判断だと思っておりますが、そういう一定のニーズ以上、子どもさんを預けるような場合には届け出をしてください。それは一応、厚生労働省で所管はしていますけれども、実態は幼稚園であるもの、それから実態としても保育所的なものであるもの、いろいろなものが混在しています。その認可外保育施設の中から一定の要件を満たしたものが、先ほど本城先生もおっしゃっていましたが、認可の幼稚園になっていくものもありますし、場合によっては、認可の保育所になっていくものもあるかと思っております。

そういったことで、一応、指導監査のほうは保健福祉事務所の福祉課のほうで一応やっておりますけれども、施設の性質が幼稚園的なものもあれば、保育所的なものもあれば、イングリッシュスクールのようなものもあるということで、多様なものが混ざっているというのが実態でございますので、そんなふうにご理解ください。

○高松委員

ありがとうございます。

○上原委員長

ありがとうございます。さまざまところに子どもたちはいて、視察先というのは、子どもがいる、居場所のバラエティ、これを表現しているんですね。

さまざまところにいる子どもたちなんですからけれども、先ほどの依田さんの言った言葉で使わせてもらえば、そこを主催主管している、その人たちが思っている、思っているだけのやり方でいいとか、そういうことにもなるだろうし、それから、荒井先生は今度は違う意味合いで、例えばやるなら安全の保障だろうとか、何かそんなような言い方をしていたんですけれども。多様性は認めながら縛りはなるべく緩くして行って、それでもしやるなら、安全の保障といったことはこれは必要でしょう、そんなような言い方をさせていただいたわけなんですけれども。

それから、要するにこれだけ、僕が言おうとしているのは、これだけ多様なところに子どもたちをどういうふうに我々はサポートしていくんだと、子育てを見守っていくだと、それを言いたいんですよ。

で、同じ流れの中で、小林さん、そういう場で育っている子がいるんだよと、そういう言い方していただいたんですけれども、その思いはどういうところにあるんですか。

○小林委員

小林です。そうですね、うち、今の県の区分の認可外保育所で、県の指導監査が入って

いますけれども、うちには保育専門指導員も来ます。なので、保育内容そのものも、県に見てもらっているというか、書類上の監査ではなく、それももちろんですけども、保育指導員も来ていますね。それは多分、おまけみたいなものだと思いますけれども、来ていただいで保育園を見てもらっています。

それで、もちろんこれから先、いろいろな施設が増えてきて、森のようちえんという名前でいろいろな保育が増えてきて、そういう子どもが集まる場所が増えてきてよかったり、悪かったり、いろいろあるので、そういうことも含めて、認定のところではハードルが上がったり、下がったり、そういう必要性があるということで、それはそれで実務的にはそういうことなんだろうと思うんですけども。

現実的に、今、子どもたちがここにいるので、どの園も歴史を持っていますので、それなりに、何人も卒園状を出してやっているわけですよ。古いところは30年の、特に長野県のこの施設、30年クラスが多いのが長野県の特徴ですので、十分、一般の幼稚園さん、保育園さんと同等の卒園状を出しているんですが、国のシステムとするとそこは完全に無視されている状況になって、認可外というところで無視されている。まあ認定を受けている、認可を受けているところもありますけれども、そういうことですね。

自分たちが社会化という言葉を使って、社会資源化というか、なんですけれども、子どもたちがそこに通っているというのは、子どもたちの意思というより保護者の意思ではあるんですけども、保護者がそこを選んで子どもたちがそこに来る、生活をしているというか、それは確実に、本当にそこに根ざしたところが10何カ所という拠点があって、実際にあって、その枠組みをつければつけるほど多様性が失われるということ自体が、今現実に監査を受けて保育所を設けて、それでも自分たちのやり方ややり方を、こうかなああかなと試行錯誤しながらもやってはいるんですよ。

それで、子どもたちがそういう中で育っていく、そのことを地域や社会が認めている、認めていないという、そこら辺は、要はそれは知っているよ、俺はというレベルで認めるということなのか、知っていたところで、そこまで、しょせん認可を受けていないんだから、公がそのことに対して何かアクションを起こすことはおかしいという発想があるでしょうからなんですけれども、どこまでを社会化というかというのはちょっと難しいんですけども。

でも、本当にそこに子どもたちがいて、それを支えている家族がいるわけですよ。そこを何か長野県、これ県でやっているというところにおもしろさがあると思うんですけども、国でやれば意味も全然違う。理屈でそれこそくまわれてしまうような気がしますけれども。県で、お金が出るわけでもない中での認定というところでは、何かそのおもしろさというか、そういうところが伝わるような認定制度というのはいかないものかなというふうには実際に思いますね。

認定するにはもちろん責任もあるとか、いろいろなことをやっていくのはそうなんですけれども、逆に認可を受けている既存の幼稚園さん、保育園さんは、では多様性がないかという考え方をすると、多様性、なくはないですよ、当然、私立さんみんな違うことをやっていることを意味しているんですから。多分、担任、それぞれの担任さんや職員さんはかなり苦労されて保育をつくっているのではないかと。その大きく見れば多様性はあると見えるんだけど、中では、多分いろいろ苦労されて、あんなことをやりたいけれど

もできない、こんなことをやりたいけれども難しいとかという条件はいろいろあっても成り立たせていると。

ただ、僕らもそれは大きく見れば同じことで、何から何まで全部自由に好きなことやっているという状況でやっているわけではないので、同じとは思いませんが、でも全く違って、好き勝手にやっているのではないということも頭の隅に入れておいていただけるとありがたいなというふうにちょっと思いました。

○上原委員長

ありがとうございました。何かありますか。

依田さんが唯一、ニーズという言葉を使っていたんだけど、どういうニーズに答えていると捉えたらいいんでしょうか。

○依田委員

私は安曇野なので、安曇野のお話をするんですけども。

安曇野には県外からの移住者が多くいるんです。その皆さんは、子どもを自然豊かな場所で育てたいということで移住されてきます。でも、ただ育てたいという思いだけでなく、やはりそこで生活が成り立つかということ、仕事が見つかり住居が見つかったところで引っ越してこられます。

その方たちがどうしてくじら雲に来るかということ、もっといろいろな園を、皆さん、今、熱心なので見て回ります。ただ、安曇野市はそんなに、ちょっと安曇野市の浅川さんがいて申しわけないんですけども、すみません。安曇野市は公立園が、公立の保育園が多いんですね。それで、認可外の保育園もあるんですけども、幼稚園となると、公立の幼稚園が1園と、それから私立の幼稚園が1園の、私立の幼稚園というのはキリスト教系の幼稚園なんですけれども。それで、そのために安曇野市の公立の保育園には、私的契約児というのがとても多い割合でいると思います。この間のお話では、全体の園児数の1割強ということが言われていました。やはり県外から移住されてくる、子どもを自然豊かなところで育てたいという保護者の中には、子育てを楽しみたいという、そういうニーズというか、思いを持たれています。

今、国は待機児童解消ということで、来年度からの制度とか、そういうのもその解決策というふうにも言われているんですが、より長い時間、子どもを預かるというような視点で国が子育て環境を整えてくる中で、長野県に移住してくる、安曇野に移住されてくる保護者の方というのは、子育てを楽しみたいという方が多いんですね。だけど、実際に子どもたちを、やっぱり3歳になったときに、集団の中で集団生活を経験させたいというふうに思っていくと、選択肢が限られている。8時間の保育園の公立園に入れるしかない。安曇野市ではそういう状況でいます。

そういう状況で満足されている方もいらっしゃるんですけども、やはり子どもたちが帰ってきて、お家に帰ってきて、おやつを食べながら一緒に今日一日どうだったかという話をしたり、夕食を一緒につくったりとか、そんな子育てをしたいという欲求があります。そういうニーズを満たすところが、14年前、あまりなかったんです。それで私は、あえて保育時間を5時間、保育日数を年間200日というところで、お昼寝は個々でペースが違うか

ら、お家に帰ってしてもらおうというところで始めた、その結果、そこに来る方が増えたので、もう一つ、安曇野に拠点をつくらうと思って増やし、そういうふうにつくり出して、安曇野が増えていったというのが現状にあるかと思います。

○上原委員長

ありがとうございました。今のような観点から述べたい方、あるいは述べてなかったことはございますか。

○依田委員

あともう一つ。あと公立園はほとんどが、今、園庭の中で過ごすということで、外部から移住されてきた方は、どうして周りにこんなに自然があるのに、どうしてフェンスで囲まれた園庭でしか過ごさないんだろうとか、全ての園ではないんですけども、安曇野のある園では、ちょっと保護者の話なんですけれども、雪が降ったり雨が降ったりした日は、子どもを全く外に出さないという、多分、それはそういうふうにしてほしいという保護者のニーズもあるのかもしれないけれども、それは全ての保護者のニーズではないと思うんですけども、そういうふうな現状もあるようです。

○上原委員長

ありがとうございます。小林さん。

○小林委員

ニーズということでいえば、うちは自主保育園ということになっていますので、保護者が運営も保育もやっていますので、直接的なこれ以上のニーズはないのではないかと思います。

こういう保育をしたいんだ、こういうふうに子どもを育てたいんだという親たちが集まって「はらぺこ」を立ち上げて日々やっていますので、逆にいうと、そこになり得る受け皿がなかったということだと思えます。自分たちでリスクを負ってまでもそれをやらざるを得ないというところで実際にやっていますので、人数としてはわずかではありますけれども、そういうニーズということです。

○上原委員長

ありがとうございました。本城さん。

○本城委員

ニーズとはちょっとまた違っているんですけども。

本城です。認定制度もそうですし、普及プログラムのほうもそうだと思いますけれども、この二つがあることで、信州の自然を幼少期にたくさん親しんで育つ子どもたちだったりとか、そういうふうの子育てをしたい親たちが首都圏のほうからとか移住してくるところが、狙いとして一つはあるとは思っています。

ただ、僕のイメージでは、認定制度があるから、もしくはこの普及プログラムがあるか

らといって、それを担う団体の数というのが増えるかという、認定制度があるから増えるということはそれほどないのかなと思います。今、既にそういった取り組みをしているところが認定をしてくださいというふうに手を挙げることはあっても、新しく、認定制度があるからこれを、自然体験をもっともっと増やそうというふうな流れにはならないのではないかと思います。

むしろ、もし、どんどんそういった団体ですとか、そういった取り組みをする保育園ですとか保育所ですとか、幼稚園とかこども園をふやすためには、団体を認定したりするというよりも、やっぱりその担い手となる保育士ですとか幼稚園教諭に、資格ですとか認定ですとか、そういったものを与えていかないと。団体は認定を受けていない、団体は別に自然だとか、園は自然だとかうたっていないけれども、クラスだったりとかで私は実践しているというのが増えていくのかなと思います。

だから何か団体、正直いって、団体はいろいろな条件ですとか、もしくは積極的に認可外を選んでいたりとか、もしくは、やむを得ず、認可外を選んでいると思うんです。やっぱり、今、公立、認可外と認可の保育施設、学校法人の幼稚園があるとすれば、その枠組みはしっかり守った上で、もっと個人に、長野県として特徴ある信州型の自然保育の実践をしている保育士ですとか、幼稚園教諭に認定を与える。そういう人を増やしていくという形がまず必要なのかなと思ったのと、そういった人たちがちゃんと学びの交換ができるようなプラットフォームを用意することが、やはり普遍的なプログラムをつくるというよりも、この信州型の自然保育を長野県中に広めるためには、そういったことのほうが有効に働くのではないかというふうに、話を聞きながら考えておりました。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。

○小林委員

今、聞いたばかりだからちょっとまとまらないんですけども。

今の本城さんの、連盟のほうでは、野外保育士というような枠組みで何か動きがつかれないかというのが議論としてあるんですけども。それは大前提として、その野外保育園なり、森のようちえんなり、自然保育ということがある程度社会で認められているというところもやっぱりあって、いきなり保育のところだけではなかなか県の役人、自治体も動けないだろうなとも思うので、次のステップとして、それを担う人間に対して、人に対して何かというようなプログラムというか何というか、そういうものがあってもいいかなと。でも、その前というか、その社会的に森のようちえんというそのものを広めるために、もしくは自然とのかかわりを長野県民の幼児を持つ母親、父親、それから乳幼児そのもの、本人たち、全部含めて、とにかく自然とのかかわりということは大事なんだということを伝える。もしくは、それを大切にしていくという何か土壌というか、風土というか、雰囲気というか、そういうものを、もうちょっと大ざっぱにまずはつくっていかないと、なかなかそこまで話がいかないかなんていうことはちょっと思いました。

○上原委員長

ありがとうございました。本城さん、ちょっと教えてほしいんですけども、今、人に認定をつくることと、逆に、認定が例えば県の運営、あるいは施設、設備、あるいは安全とか、そういうことに作用する効果というのは考えられますか。

○本城委員

監督する、管理するという認定であれば、監督管理を強化する認定であれば有効に働くと思います。安全性が高まったりとか、人員配置の問題が高まったりとかということはありますが、保育の内容について、今の素々案ですと、外に出ている時間について、保育内容についてのポイントとしては、保育で外に出ている時間ということに限定されている案になっています。

それが、では保育の質を高めたりだとか、活動の内容、幅を広げたりとかということに**対して**、全く効果はわからないというふうに思っています。

○上原委員長

子どもたちが安全、どの子ども、どの場所であっても安全・安心に保育を受ける、あるいは成長していく、それは担保する。それは大人の役割なんでしょうね。

今までのところ、認定という言葉について、どう子どもにそういうものがかかわっていくかという、そんな観点もいただいたような気がいたします。

休憩の後、では、これ、どこに役立つのかという、体験なら体験。あるいは自然というものでいけば、プログラムなのかカリキュラムなのかとか、そんなことにも及んでくるかと思います。そんなことを休憩の後に議論させていただけたらと思います。

(休憩後)

(2) 自然環境や自然体験等が子どもに与える影響について

○上原委員長

一息入れていただいたところで、前段の議論、ありがとうございました。

議論の中で、お話しの中でのことですがけれども、子どもたちがいろいろなところにいる、あるいは育っている、それはよくわかりましたというか、驚きの部分もありました。もうさまざまなところにいるんだなというのが。

それで同時に、終わりごろに述べさせてもらったことですがけれども、どの子どもでも安全・安心に育っていく、これはやはり行政としてもしっかり受けとめていかなければいけないことだろうなど、そのことは感じました。

さて、それで後段の議論をいただきたいと思いますが、2番目の「自然環境や自然体験等が子どもに与える影響について」という表題を用意させていただきました。この表題と同時に、きっとこういう表題があるならば、与える影響ですがけれども、同時に与え方ということも大事になってくるかと思しますので、その部分も含めながら議論いただければと思います。

それにつきまして、ちょっと用意していただいたものがありますので、まず事務局から

お話しをいただきたいと思います。どうぞお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。前半の議論のことで、幾つか補足をさせていただきますが、まず現地調査をした一覧について、補足説明させていただきます。

この並び順は開設された年ですね、年度によって並んでおります。ですので、上から古い順というような、そういうご理解をお願いいたします。

それで上二つが現在、設立されたときには認可外の施設ということで設立をされたかと思うんですが、現在は、上のこどもの森幼稚園とおひさまクラブ幼稚園、漢字の幼稚園を使っているとおり、二つは学校法人、私立学校法人になられて、幼稚園として認可をされております。

であれば、この一覧はそもそも、ではどういう経緯でできたのかというあたりなんですが、県として明確な何か定義をまずつくって、こういった一覧を作成したというわけでは実はありません。ですので、先ほどのお話しの中にもありましたように、認可されている幼稚園も入っていれば、認可外の保育施設もあれば、そういった届け出もしていないというところも入っています。

ですが、一つのテーマとして、幼児期の子どもたちに対して、その自然環境とか、その自然を活用した活動を積極的に取り入れているというふうに、我々としてそういう認識ですが、そういう園ということで、これまでこの一覧という形でまとめさせていただいております。

ですので、これは非常に、流動的というところであれですけれども、今後、当然増えるかもしれない、減るかもしれない。また今回のこの委員会に伴って、我々としてもしっかりその一つの定義というものを今後、整理をしながら、またこういった一覧として示すものもしっかり説明できるようにしていきたいというふうには思っております。

あと、もう1点、今日の資料にありませんが、前回、第1回目のときに、事務局案としてお示した認定制度の素々案ですが、これは全くこの委員会で検討した形ではなく出したということで、今後、皆さん、この委員会の中でしっかりいろいろと、今、今日、午前中出た部分も含めて議論をしていただいて、中身を詰めていただければというふうに思っております。

それで後段の部分の、こちらからご用意しました資料について、簡単ですが、ご説明します。

今日、前半のご議論をしていただいた内容からすれば、あえていまさら、この自然体験が必要であるとか、いいとかというような部分の資料というものは必要ないのかもしれないのかもしれないんですが、一応、皆さん共有をされているという意味で、一応、これは国のほうの幾つかの調査に基づいたもので、今日資料としてまとめてあります。

まず1枚めくっていただきますと、これは内閣府の子ども・若者白書の中にまとめられているもの2ページ、抜粋をいたしました。それぞれの中の調査は、また別の国立青少年教育振興機構の調査に基づいているものなどもあります。

実際に、全体的に言えば、自然体験をすることによってその後の、成人まで含めて、その成長に対して非常にいいプラスの効果があるというようなまとめになっています。

3ページ目以降は、その白書のもとになっている国立青少年教育機構の調査、これ平成22年のものですが、その具体的な中身のものをずっとつけてあります。

かなりいろいろな質問項目に対して、その調査結果がグラフとしてまとめられておりまして、成人調査と、あとは青少年調査という、対象を大きく2つグループがありますけれども、それぞれについて、子どものころにどういう体験をしたかということによってその後の、その人の成長がどういうふうになっているのかというあたりの効果を検証したというような、そういう研究になっています。

今回、なぜこういった、あえて自然体験という一つの切り口から資料をお示ししたかといいますと、午前中、前半の議論でも出ましたように、どこにその子が所属をしているかということよりも、どこに所属しているかが、その子にとって必要な、例えば幼児期における育ちの要素というんですか、その子の育ちにとって必要な環境であったりとか、要素であったりとか、その幼児期に子どもたちがどういう経験をしたほうがいいのかとか、どういう場面なり、どういう環境で育ったほうがいいのかというようなことを、今日は本質的な部分でぜひご議論をいただきたいということで、一つ、話題としてこういった資料をおつけした次第です。

ですので、前半のご議論に引き続きまして、ぜひ、今、長野県の子どもにとって、逆にいうと、こういった環境が今、足りないのではないかとか、逆にいえば、もっとこういう環境なり、こういう要素というものが必要なのではないかと。それに対して、では行政としてどういう環境整備なり、どういう仕組みなりというものを考えるべきなのかというようなあたりから、先ほどもお話が出ましたように、そこにまず子どもがいると。その子どもにとってどういう環境が必要なのかということについて、行政としてできること、すべきことというようなことも含めて、ぜひ忌憚ないご意見をいただければというふうに思います。

資料、いろいろ調査資料がありまして、一番最後のページから2ページは、これは新聞記事と報道のニュースから、二つだけ抜粋をいたしました。信濃毎日新聞のほうは、これは横浜のほうの認可園、認可の保育園での記事です。

簡単ですが、そんな資料を今日はつけさせていただきました。

○上原委員長

ありがとうございました。

今、いただいた資料というのは、成長の時点から幼少期を振り返ってみると、体験がいかに作用しているかという、そんなまとめになっているかと思います。

長野県も78%が森林だと言われている県です。それから、最初、お話しさせていただいたように、野原、田畑、いっぱい広がっているんですけども、そういう恵まれた環境の部分があると思いますが、そういう環境。

そればかりでなく、僕、自然観察指導員というそういうものを持っているんですけども、その講習会、研修会での初日、最初というのは、建物の中の自然観察という、それをやるんです。建物の中というのは実はここも自然だらけなんです。第一、生きているあなたが自然でしょというところから始まるんですけども。それで、この環境を活用した自然というのは成り立っているわけなんです。それぐらいに幅広いところで環境というのを

捉えながらやっていくという、そういうものなんです。

幼児期の育ちという、もうさまざまものを吸収しますから、そんなことも踏まえながら、では、今、我々がテーマとしているのはどんなところを狙っていけばいいだろう、そんな内容的なところに触れていただきたいと思いますけれども。

○木戸副委員長

木戸です。自然体験が子どもに与える影響ということで、私が現地を見ていた中で、自然の中の子どもと、室内の子どもと、どんなふうに違ってくるのかなということだったり、自然を、先ほど上原先生がおっしゃっていた、影響、与え方というのはどうしたらいいのかという部分で、私が感じていることをお話しさせていただきます。

先ほど高松先生もおっしゃっていらっしゃいましたが、大人の働きかけしだいで一本の木からも、森の中に入ると同じように自然を感じるということができるということだったんですけれども。

私は普段は東京の中で暮らしていて、東京で園庭がないような保育園にちょっとかかわらせていただいたりしている中で、すごく感じますのは、やはり、もちろん私たちも自然ですし、自然の一部ですし、部屋の中に置いてあるプランター、育てているめだかとか、そういうのも自然なんですけれども、そういう自然は、例えば山の中に入っていったりとか、田んぼがあってという、生活が成り立っている中の自然とやっぱり違うと思うんです。

もちろん、めだかを育てる中で、それがきっかけになって、めだかの本来暮らす環境だったりに思いを馳せていったりとか、知っていったりすると思うんですけれども。どちらの体験も私は必要だなというふうに思っていて、うまく言葉で伝えられているかちょっとわからないんですけれども。丸ごと体験するというのが森のようちえん、森のようちえんという言葉でなくて全然いいんですけれども、今まで見てきた園の中にはあったなというのを思っていて、それは特別に、今、現代の社会では、すごく少なくなってきた経験なのかなというふうに感じています。

その与え方という部分で、例えば、ともするとイングリッシュスクールみたいな感じで、幼児期に少しでも早く何か教えれば、小学校になってからの自然科学的な知的な能力の発達がよくなるとか、そういう部分を目指してこの認定制度をつくっていくのか？というところとそうではないだろうと思っております。そういったことに関しては、いろいろな調査はあるとは思いますが、この認定制度をつくっていく上で、私はすごく大事に考えていきたいところは、これからの社会をどうしていきたいか、自然と人間の関係だったり考えることが大事になるのではないのでしょうか。いろいろな施設があるのと同じようにいろいろな子どもがいて、いろいろな生活のスタイルはあるけれども、やっぱり私も自然の一部であって、制度とかプログラムとか、自然体験が与える影響とかというのをきっかけに、やはり何か社会への一つアクションになるようなものというふうにしたいというふうな、今、感じています。

そういう中で、やっぱり子どものときにする体験というのは、大人になってからは補完できる部分とできない部分があるように思います。大人になった私たちというのは、体験を通して学ぶけれども、一方で頭が働きますよね。言葉での説明のほうが理解しやすかったりしますよね。そしてエビデンスはどうなのかとか、そういう部分でやっぱり判断

していかなければいけない部分ももちろん行政面ではあるのですが。でも一方で、そういう説明なしに伝わる部分というのを、子ども期にはやはり育ててほしいな、**そういったことこそ大切なのではないか**というふうに感じております。

○上原委員長

ありがとうございました。

○本城委員

この資料の中の川和保育園の資料、後ろから2ページ目ですか、横浜市の都築区の川和保育園の寺田さんの記事を読みながら、この川和保育園が、ここ園庭での保育ですね。園庭の中でいろいろな工夫がされてあって、ここにもあるように、安全な保育とは子どもを危険から遠ざけることではないというふうなことを考えながら保育をされていると。

では、この川和保育園が長野県にあった場合に、ここは信州型自然保育の認定の対象になるのかなとか、認定を受けたいというふうに寺田さんは言うのかなということをやっと想像してみたんです。僕の中でやっぱり認定、二つの認定、二つの種類の認定のイメージがちょっと混在しているなということに改めて、これを読んで気づいたんですけれども。

一つの認定は、やっぱりブランドとしての認定です。信州型自然保育というのをやっていますと、そのことで、それぞれの園だとか、県だとか、そういったところのブランドイメージが上がるという意味での認定。もう一つは、さっき言ったような、管理とか安全基準を高めますとか、人員配置の基準を高めますという、子どもたちが安心してということ、安全にほかの認可の保育園とか幼稚園と同じような形で保育されています、通えていますというふうな管理という側面での、管理という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういった側面での認定の二つがあるなというふうに思っています。

前者のブランドという意味での認定だと、それを、では「森のようちえん ぴっぴ」だったりとか、もっと個人、僕自身がブランドイメージとしての認定を受けるかということ、それにはやっぱりリスクが伴うなと思っています。「あれね、あそこと同じなんだ」とか、「あの程度なんだ」というふうに思われる危険性もありますし、「すごいね」というふうに思われるメリットもあるんですけれども、僕はどちらかということ、ひっくり返して、例えば何とかブランドと言われているものにはすごくチープな印象を受けるたちなので、それを、「はい認定を受けます」というふうになるかなということ、ちょっと躊躇するだろうなと思います。

やっぱり認定を受ける団体というのは、もういろいろな実践団体があって、今回、現地調査してみても、こことはちょっと違うなとか、ここと同じ信州型自然保育の認定を受けていると思われる、ちょっとそれは困るなというふうな率直な感想を持ったところもあったので、そういった点でブランドというと、そういった誤解を受ける可能性もあるんだなということを感じました。

逆に、その管理するための認定ということであると、既に認可外保育施設のいろいろな指導とか監査を受けているので、それにさらに厳しいものだったりとか、それとはまた別の基準が必要なかどうか、それは何のために必要なかということ、ちょっともう一度、考えてみなければいけないなというふうに思いました。以上です。

○上原委員長

ありがとうございました。大事なところを押さえていたと思うんですけども。

ちょっと切り込んでいいですか、どういう認定だったら気持ちが動きますか。あえてシミュレーションでいいですけども。

ほかの方で、もし、こういうのだったらいいなという、いかがですか。

○高松委員

その認定という言葉と、それから幼稚園という言葉に私は引っかかっております。

認定というのは何を認定するのか。その保育の内容を認定するのか、施設を認定するのかという、機能か、施設じゃないということはわかりましたが、そうすると理念の部分を認定するのか、そこがやっぱり見えていない、何として適格であるという認定をしようとしているのかというところが見えない。また、その利用する側も、認定されて利用することになると思うんですが、そうすると、その子どもの何を認定するのかというところが全く、これ見えていないということになります。

今、幼稚園界では認定こども園制度、来年度からの認定ということで、非常にナーバスになっています。その中で、やっぱり認定こども園になると、幼稚園という名前をはぎとられる。今、経過措置でOKになっていますが、何年かすると、もう幼稚園という言葉が使えない、そこに引っかかる人はうんと多いんです。

そういう中で、認定幼稚園という言葉はなぜ今年なのと、私は本当に単純に思っています。今、この幼稚園の人たちがみんなものすごく真剣になって将来を考えているときに、ガラッとこういうふうに、すみません、ブランドでないと考えてお使いになっていらっしゃると思うんですが、なぜ去年でなくて、来年でなくて、今年なのということを私は本当に、「今でしょ」とは言えないというか、ものすごい時期に今、提案があったというふうに思っています。

○上原委員長

今、言っているのは、それはタイミングだけのことじゃないでしょう。その意味のことを教えてください。

○高松委員

タイミングだけのことで・・・余計、今の時期であるということで、さまざま憶測が飛び交うというか、ということはあるというふうに思っています。

認定ということになると、さっき言ったように、思想なのか、企業なのか、建物なのかという、どこを何を認定するのかということを、まずはっきりここで同じ視点に立っていないと、認定はいいよ、いやよという話になってくるので。今、やっておられる活動のどの部分を、何に認定するのかという、今度、今、認定こども園というのは教育、就学前教育と、そして保育と家庭支援をやる施設機能として認定するので認定こども園というふうになるわけですが、そうすると、今、こういうふうに活動しておられる方の活動の中の、どこの部分を何として認定しようとしておられるのかということを、まずみんなで共通理

解をすべきかなというふうに思います。

もう一つは、ようちえんというのは、今、そういう時期にあるというふうに思って、子どもも認定こども園なんですけど、来年、要するに認定こども園に変わっていきたいと思うんですが、経過措置で「幼稚園」という言葉は間もなく使えなくなるということを承知しながら、そこが私としては一番苦痛であるわけで、100年続いてきた幼児教育機関としての幼稚園の、その幼稚園の名前を、言葉は悪いんですけども、はぎとられるぐらいの心持ちでいるわけですが、なぜ幼稚園という言葉を使わなければならないのか、信州型保育施設みたいなことでOKなんじゃないかというふうに思います。

ただ、個々の園で森のようちえんという名称を使われる分には、それはいわゆる一般論として「ようちえん」というのをごく日常の言葉として機関の名前でなくて、イメージとして使われることがありますので、ひらがなでそういうふうに、ここが名をつけられる分にはそれは問題ないと思うんですが、この検討会自身がもう「森のようちえん」というのが頭に出てきた時点で私はちょっと違和感があったんですけども。

そういう今の時期の問題、それから中身の問題を考えて、上原先生がおっしゃった、どういう認定ならいいのかとおっしゃったんですが、何を何として認定するのかというあたりのところが、もう少しはっきりしているなら教えていただきたいし、ここで検討するのなら、そこからやっていただければありがたいと思います。

○上原委員長

ありがとうございます。何かお話しできることはありますか、あるいは議論を進めたほうがよろしいか。考えるヒントを出していただけますでしょうか。

○事務局

すみません、一言だけよろしいですか。

今のご質問のお答えにはならないと思うんですけども、そもそも県としても、先ほどの小林委員のお話しにあったように、そこに子どもがいて、既に県内で16なり17なりという団体として活動されているというところに対して、それをしっかり、社会的に認知をする。信頼性を高めるというような観点で、ではそれがどういうやり方がいいのかという、その方法論の一つとして、認定制度とかプログラムとかというものを考え始めたというところがそもそもの経緯であったわけです。

ですので、原点としては、やはりそこにいる子どもたちにとってどういう、社会環境を含め、どういう仕組みというものが求められているのか、そういった点が今、高松委員がおっしゃった部分につながると思うんですが、何が求められているのか、何が不足しているのかというあたりを、ぜひまた、いろいろとご指摘いただければというふうに思います。

○上原委員長

ありがとうございました。

関連したところ、内容だけでなく、観点でも結構ですので。

小林さん、お願いします。

○小林委員

小林です。そうですね、何を認定というようなところで言い始めると、ちょっと話が狭い感じがしてしまうので、ちょっとずれてしまうかもしれないんですけども。

子どもにとって、自然とのかかわりとか、環境とのかかわりとか、人間も含め、人も含めてですけども、そういうものがとても大事で、そのことが、現状として今の子どもたちに少しチャンスが減っているかもしれないと。その認識に立った上で、長野県として、この環境を生かして、いろいろ考えていろいろ実践をしていけば、もっと豊かな子どもの時間や体験や、そういうものを大人たちが保障していけるかもしれないというところで、県がこういうふうな動きをつくっているのではないかというふうになんて認識をしています。

その中で、それを日々毎日型の保育として自分たちはやっていますので、森のようちえんという言い方はちょっと置いておいたとしても、どんな言い方であってもいいですけども、そういう施設がこれだけあるのも実際の事実ですので、それに対して支えましよう。それともう一つはプログラムという、これも賛否両論あるでしょうけれども、どんな形であっても、どの子どもであっても、さっきから何度も皆さんにお話しているように、どの環境にある子どもであっても、その自然とのかかわりということ、それを取り巻く大人たちは意識をしましょうと、そのことが本当に豊かな時間をつくり出して、子どもだけでない、周りを取り巻く大人たちも少し幸せになるきっかけになるかもしれないと。そのことを内容として県が少し、もしご存知なければ、こんな形もありますということをお伝えするぐらいな、プログラムというのはそういうことかなというふうに思っているんですけども、かなぐらいの感じなんです。

だからもっとというと、長野県というふうに区切ることもないんですが、でも、現実的に長野県での話ですので、長野県の子どもたち、乳幼児を持つ親たちも含めて、それから妊婦さんとかいろいろな方を含めて、子どもの自然体験だとか、子どもだけでない、親子での自然体験だとか、自然とのかかわりだとかというものを、本当にこれから先、もっともっと充実させて、ちょっと豊かな時間を、今が豊かでないということを言っているわけではなく、それから、今、既存の保育園さん幼稚園さんがだめだと、そういう話では全くなく、全くなく、それでもなお、その部分がこれからの子どもというもの、大人たちが捉えるところの何か一つのキーワードとして持ってこれないかというような、何か別に自然を賞賛して、そのことだけに偏るわけではない。さっきから話が出ているように、自然だけがあっても、そこに触れなければ何も別にそこを子どもがかかわらないので、環境さえよければそれで保育が成り立っているかといったら、そういうことではない。環境が悪くても、それは人の力で成り立たせるところはあるので、そうではないんですけども、その両面をうまくミックスさせて、もっともっと自然とのかかわりを増やしてということ、県が津々浦々、いろいろな立場の人に幼児教育にかかわるような、もちろんここに参加されているような先生方も含めて、津々浦々、そんなことというのが大事なことなのではないかというような、何かそんな認識を、さっきから言っているような雰囲気というか、雰囲気だけではだめかもしれないんですけども、でも気分としてそんなものは持ち得られないかと、だけでも、行政がやることですので、ニュアンスだけではにっちもさっちもい

かないということで、認定という枠組みだったり、何か形として持ってこなければならぬのではないかと。

さっき高松先生が言ったように、自然に抱かれる部分ではだれも反対しないと。けども、それを言っているだけでも、また何も進んでいない部分もあって、そのことを大事にされている方もいれば、やっぱり忙しさの中で、その木が見えなくなってしまう人たちがいて、その人たちに、大きなお世話かもしれないけれども、こんな方法論もある、こんなにおもしろいところがこんな近所にこんなところがあって、こんな豊かさがあるということがちょっとでも伝わるような、何かそんな、システムといったらまたちょっとニュアンスが変わってしまうかもしれないんですけども、そんなことが議論の、それから今後の形として見えてくるとありがたいなとちょっと思っています。

○上原委員長

ありがとうございました。内藤先生、お願いします。

○内藤委員

内藤です。言おうかなと思ったこと、今、小林委員さんにかなり、同じような考え方かなと思うんですけども。

この会議の冒頭で、私自身が多様性という言葉とプログラムの普遍化という言葉を使ったんですけども、あのときの多様性というのは、それぞれの自然保育団体の保育の質とか、内容の多様性に触れていったことなんです。それで、その後のお話しの経過の中で、いわゆる既存の保育園、幼稚園とは違う形の保育、教育機関があるという、この多様性の話も出てきて、私の中で頭が少し、そのときで幾らかリセットされたんですけども。

やはり、今の認可されていない自然保育の団体さんたちに日が当たるような、こういう保育もあるんだ、自然を生かしてこんないいこともあるんだということを、社会的認知を高めるという意味では、そういう認定ならいいなと思ったんです。

それで、頭の中がそういうふうに進んでたら、本城委員さんから、そういうブランド的なものはむしろ陳腐で要らないというお話があって、またそこで困ってしまって、だったら、安全とか管理面とか、そういうところに向けた認定をつくるのならいいかもしれないけれども、それは既にもう、監査を受けているんだから、ほとんど満たしているのであろうと、そういうところも多いわけですよ。

では何で、ではそれをわざわざ、これだけの委員会を立ち上げてやるんだろうというふうになって、それで結局は、信州というところにおいて、こんなに豊かな自然があるけれども、自然というのはこんなにいいんだという、例えば保護者、お母さんたちへの、そこら辺の啓蒙が進んでいない。

それから、先ほど某市町村のほかの保育園で、雨が降ったり雪が降ると外に出さない保育があったりする。その辺に、やはり、いくら自然があっても、自然を活用して、かつ、その自然をやっぱり読み解いたり、子どもたちに触れ合いから次の学びにつなげるような、やっぱり人が必要なんですよね。

どなたかから人への認定というのが出ました。なので、私、ちょっといろいろ考えた中で、やはりここでする認定というのは、信州の中にいることの意味を伝え、この自然を生

かした保育というもののメリットをもっともっと伝えて、信州ではこんなふうにする保育を県として推奨しているんだという流れならだんだんわかってくるんですけども、だからこそ私が最初に言った、やっぱりそれはプログラムではないんですよ。

だから、もし言うとする、世の中で、厚生労働省の保育所保育指針というのがあるのと同じように、うちも長野県なりの指針であるから、それは信州型自然保育のガイドライン的なものをつくっていけばいいのかなというふうに、私の頭の中で回り回った末に、今、ただどっぴついているんですけども。

まあ、プログラムという言葉にはどうしても行き着かない。ガイドラインだったら、いわゆる自然保育を排除しようなんていう人はいないわけですからね。ガイドライン的に、こういう施設なり活動なりということ、県として紹介していくような形で啓蒙して、それならば既存の保育園、幼稚園もそれをさらに上手に取り入れるかもしれない。でも、ブランドは要らないというところであれば、それは認定を受けなければいいわけですし、そんなことを考えて、まだまとまっていらないんですけども、ようやく2時間ぐらいかけてここまで来ました、私の中では。

○上原委員長

ありがとうございます。

○大月次世代サポート課長

すみません、そのプログラムの普遍化というお話なんです。

委員さんからもお話を聞いて、どうしても行政が考えると、マニュアルとかプログラムというところに落ちついて、それがまた行政内部の説明をするときにもしやすいというところがあって、そういうネーミングに落ちついてしまっているんですけど。

もともとの発想は、やっぱり幼稚園さんもやっている、保育所さんもやっている、自然野外保育をやっている団体さんも言われているような、自然を活用した体験保育というものの取り組みの共有化というところかなという理解ではきたんですが、それをネーミングしたときにプログラムというような形になってしまっていますので、やはり正確に伝わっていないという部分と、私どももやはりお話を聞く中で、やるべきことというのは、そのプログラム化ではなくて、むしろ、そういういろいろな取り組みがあるという部分を共有していくということかなというふうに、今、感じております。

○上原委員長

ありがとうございました。

○高松委員

すみません。頻度が多くて申しわけありません。

もし、その信州型自然保育というものを県内にもっと推奨していくという視点からだと、今言った条件を満たせば、基準をというか、認可された幼稚園・保育園もあわせて自然保育実施園みたいな形で、あわせて認定を受けるという形だと思うんですね。こういう保育を長野県内にもっと普及させていきたいというならば、そういうやり方だと思うし、今、

認可外だったり、無認可だったりしているところをもう少しみんなで認知していこうということだと、またちょっと条件が違うと思うんですが、そこら辺のところもちょっと見えてこないんですが、どういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○大月次世代サポート課長

すみません、私の説明がちょっと至らなかったのかもしれませんが、私が今、取り組みの共有化というふうに申し上げたのは、普遍化プログラムという部分でありまして。前段の、どちらかという、信州型自然保育の部分は、今、高松先生のおっしゃった、後段の部分の位置づけかなと思っております。

そうしたものを広く普及していくというよりは、むしろ、今やっているこの野外保育の活動というものを、県として一定の質を担保しながら、その活動を地域の皆さんにも認めてもらって応援してもらえるような、そういうような知ってもらおうというための制度かなというふうには考えております。

○高松委員

そうだとすると、人にその資格を与えるみたいな形では、うまくいかないのではないかなという気がします。

○大月次世代サポート課長

人に資格を与えるということは、全く現時点では私ども考えておりません。あくまで、やっている、園という形なのか、当然、やっている保育のあり方というものを実質担保していくためには、保育士の存在であったり、時間の問題であったり、安全・衛生管理の問題だということからの制度という形で、先ほど本城委員さんからお話しのあったような、自然保育士というところを私どもは現時点で、考えてはおりません。

○上原委員長

大事なところですので、疑問のことでも出していただいて。

○高松委員

そうすると、さっき本城先生おっしゃった、この寺田信太郎さんのところは、その認定は受けられない。もし長野県にあったとしたら認定は受けられないということですね。既にこういう点では。

○上原委員長

ちょっと待ってください、荒井先生が何か示しておられますから、その前に聞かせてください。今のを切るわけではありませんよ。

○荒井委員

今のお話にかかわってなので、変えるわけではないんですが。

第1回のこの会議で配られた資料を、私、いただいて、そのときは欠席したんですが、

あとでいただいたもので、今、ちょっと議論がごっちゃになっているのが、認定制度と、まあ1回ではプログラムの普遍化と呼ばれていたことが、二本立ての事業で別のものですよね。ちょっとそれが交差して話されているので、認定制度の意味が信州の、長野県の既存の保育園・幼稚園にどんどんアピールしていく、自然を進めていくというのではちょっと別のところにある。

長野県の既存の幼稚園、保育園とするために対しても、自然保育プログラム、当時ですが、今日でもすけれども、プログラムという言葉を使ってどんどん浸透させていくというのは、そっちの普遍化の事業で、別の事業ですね、これ。それがちょっと交差して、そのまま議論されているかなという気がします。

認定制度に関しては、今のご説明ですと、既存の幼稚園・保育園とは別個に認可外保育施設や無認可の保育所として、自然を大切に育ててきた園をどう、ある程度質を保証して、地域の人に知ってもらったり、あるいは地域の援助を得やすくするかということに重点が置かれているのに対して、前回の資料で配られた体験型自然保育プログラムの普遍化というのは、信州全体、長野県全体にそういう自然保育の大切さを進めていくという方向ですね。この二輪でやっているというのが、認定制度の話の中の目的にごっちゃに入ってしまった議論されているので、ちょっと分けて話をさせていただいたらどうか長野県と思います。

○事務局

前回の第1回目の時点では、その認定制度について、既存の民間園を排除するものではないということは事務局としては申し上げます。

ですので、第1回目のこちらから提示したものとしては、いわゆる既存の認可されている保育園とか幼稚園とは全く別の何か資格のようなものとして、この認定というものを出すのではなくて、むしろ自然というキーワードで共通している園であれば、認可されているように、無認可で、認可外であろうが、その信州型自然保育という、一つの看板と申しますか、そういうものを掲げるというような点で、どちらの団体も対象にするというようなことで、第1回の委員会ではそういうお話の仕方を申し上げましたので、第1回目はそういうことです。

ですので、例えば今日の議論を踏まえて、また違うご意見があれば、それはそれでとは思いますが。

○上原委員長

高松先生、さっき、「であれば・・・」の部分は先生から言ってもらいたいので、であれば、既存の園でも実施できますね、取り入れられますねみたいなニュアンスをいただいたんですけども、それはどの観点で。

○高松委員

そういう意味であろうかという質問です。例えば戸外で何時間以上過ごすとか、これだけの経験を保障する園であるということが認められる園は、その看板というか、名乗っていいというぐらいの広い、要するに信州ではこんな豊かな幼児期の体験ができますという

ことを推奨していく運動なんであろうか、それとも、無認可のところに費用を与え・・・

○上原委員長

言うならば、そこに光を当てるとか。

○高松委員

そういうことなんでしょうか、どちらでしょうかということです。

例えば、私ども福祉法人も経営しておりますが、その園では、田植えからずっと、草をとって、稲刈りをして、ご飯をたいて、食事して、そして刈り取った田んぼで自由にいながら何やらをとって遊ぶという、1年の中にサイクルが組まれているわけですが。

そういうところは、では何なんだろうと思ったり、私はちょっとやり過ぎではないかなと思いつつ眺めているんですが、まあ確実に何やらつかんでいるなというようなことも思いつつ、一体、狙っておられるところはどこなんだろうかという、単純な質問です。すみません。

○上原委員長

先生はどちらのお考えですか。私は広く使ってほしいんですが。

○高松委員

前者です。もし、それを運動として、せつかくある自然をもっと有効に使おうじゃないかということを経営されるならば、やっているところにもう一つ看板をプラスできるというようなことのほうが、県としてはいい運動であろうなというふうに思います。

実際に、大阪にあけぼの（幼稚園・あけぼのっこ保育園）さんがありますよね。あそこではものすごいやっぱり戸外の、さっきのここの事例に挙がるようなもう園も、やり方をしている園をお持ちなんですよ。そんなことも考えながら、そこはきちんと認可されている園なんですけれども。

県内ではあまり聞きませんが、県外ではそういうことをやっているところがたくさんあるというふうに聞いております。

○事務局

すみません、我々としての最初のイメージは、まさに、今、高松委員がおっしゃったそのままです。それと全く同じで、何か切り出してということではなく、その自然体験とか、そういうものに対して、それを大事にしているところはすべからくというようなイメージで考えております。

○上原委員長

同じ看板を掲げられるということですか。どうぞ。

○高松委員

わかりました。お考えはわかりました。さっきの、それだとちょっと温度が違うかなと

いう気がしますが、そうだとするならば、とても簡単なことだと思います。

実は今、私立幼稚園のほうでは、この動きに対してさまざま熱っぽく語られています。実は私は短大のあれでここに座っているんですが、幼稚園の、認定こども園の現場もあるということなんですが、私がここで前回話したところがちょうどテレビに映ったんだそうです。

そのときに、高松先生は自然保育の推進派だったんだと言われて、いや、違うんじゃないか、あの方は文化をやる人、いや、その会議にいたというようなことで、そのくらいのことでも話題になるぐらいに、今、ピリピリ状況なんですね。

そうだとするならば、ここを乗り切っていくには、そういう条件を満たしたところは、長野県として自然教育をやっているというような、もし何か認証をいただけるのならば、だれでも権利があるんだというようなことになれば、そこの感触はやわらぐかなど。ちょっと折衷案みたいで申しわけないんですが、そんなことを印象として感じているだけです。裏づけは何もありません。

○上原委員長

ありがとうございます。どなたかありますか。

僕自身は、その中心部分というのは、どの子にもという広い考えを持っています。子どもが真ん中にあるんだと、その子をどうするんだと、どう育てていくかですね。そのことを思っていますね。

その上で、さっき多様性のことを言っていましたけれども、行き先の多様性も、まず子どものこととすれば、安全・安心、絶対、これですよね。これを担保したい。だって、子どもさんはあの一覧表のとおりさまざなところに行っているんですから、これはしっかり県民の子どもとして、我々が見守らなくてはいけない、必要な手だては尽くさなければいけない、それから、今度、行き先の多様性、これも何かほしいという感じがしますね。もちろん内容の多様性も、これもほしいと思います。

だから、そういったことが、今、言っていたとおりに、既存の保育園・保育所を、あるいは幼稚園、認定こども園でも取り上げてほしい、取り入れてほしい。だから、そういう観点でいくと、今度は今、やっていたいる方々の側に立って考えるとライバルが増えますね、いってしまえば、いい面もあるかもしれないけれども、これはうかうかしられないという、そういうことも出てくるかもしれません。

あるいは、管理という言葉は使いたくないんですが、いろいろな条件整備等、出てくると、その辺での厳しさも出てくるかもしれない。でも、それは既に監査を受けていますからといえば、それはそれで結構なことになるかもしれません。でも、それは安定的に担保していくと、その責任は生じるだろうなど。

ですから、これを認定、こういう形にしていくと、まあ、確かに社会的認知も高まるかもしれないし、と同時に、ちょっとハードル、要するに厳しさも出てくるだろうなどという、ですから、これはメリット・デメリットはフィフティフィフティかなという、そんな感じがします。決して、今やったださっている方々に全面的な応援という、そういう形には、現実とすればならないでしょうと、運用が始まって、厳しいから大変だということではなくて、しっかりやっ飛ばしていきましょうという、その応援はもちろんしていくという、そんな

形になるのかなという、そういうイメージでいます。

それから、いろいろな意味合いということからすると、やはり、これも高松先生に言っていた部分にもなりますけれども、これだけの環境があるじゃないかと、信州の中に。それでいろいろな活動を実施できるんだということもありますし、それから、もう今、まさに男女共同参画社会といいますけれども、お父さんもお母さんも働かなくてはならない時代ですよ。ですから就労の場所とかの確保、もう実際上の就労の場所になる。それから子育ての支援ですね。それから地域を生かす、そういうものを全部ひっくるめて、そういう発想にして。

それで、今の若い人たちのことをいうと、やっぱりしっかり育てなくては、もうとにかく頑張っているんだろうけれども、世の中、本当に厳しいという、そういうところも思うんです。それから若い力が足りないなと思っているところがあります。それで僕は、不登校とか、障がいのキャンプを19年やってきて、今年20年ですけれども、やっぱり実際に体験すると変わるんですよ。もう本当に人間が変わるぐらい一気に成長しますから、それを大学時代になって始めるのではなくて、小さいときからやってほしい。小さいときからやって、子育てを応援するためにも、やっぱりそれは、僕は一番の応援は、しっかりした子どもを子ども期に育て上げるというのが一番の応援だと思います。いろいろな制度、財政的な支援もあるんだけど、しっかりした子どもに育てていれば、あとの子育てもスムーズにいきます。だって、自分で育てていくから。本来の姿にも近づくかなと思います。そういうところで、この体験という、フィールドとしてもこういうものを使いたいなという、そんな思いがあります。

○本城委員

まず認定とちょっと普及と分けてお話しします。認定についてですけれども。

今、議論の対象になっているポイントとしては、認可園ですとか、もしくは学校法人の幼稚園の認定どうのこうのというのは、僕の中で、認可外として活動しているところの認定のことが、僕の中では思っているんですけれども。

その中でいうと、今、「森のようちえん ぴっぴ」でも、認可外の保育施設として届出をしまして指導監督は受けていますけれども。その指導監督基準を満たしているかという点と満たしていないんです、建物が無いという点で。そういう点でいうと、満たしていない部分はかなりあります。だから、基準を守らないで実際やってしまっているといううしろめたさはあるんです。

もし認定ということである、もし可能であれば、認可外保育施設の指導監督は、多分、都道府県単位ですよ。都道府県単位だとするならば、この指導監督基準を変更していただいて、いわば信州ならではの野外での保育の実践をしているところでも、指導監督基準に合うような基準に変えていただいたりとか、野外の場合は、例えば保育室はどうかののだとか、野外で調理する場合はどうかのこうのというふうな基準があるだけで、僕はすごくしっかりと公の基準に則って保育をしていますというだけでも、今、公の基準に則って保育はできていない現状もありますから。

○上原委員長

言葉のすりかえは絶対しないし、それから安全は絶対おかさないうもりではいまずけれども。例えば今の話からするなら、例えば運営している、とりあえず言いましようか、その理念とか、それから理念の実施上、どういうやり方をしているのかで子どもたちの安全・安心はどれだけ担保できているとか、そんなような証明、説明とか、そういうのがあるならばとか、例えばそういうことは可能かもしれません。でも、今、現時点で約束しません。

○本城委員

だから、例えば野外でやる場合はとか、この限りではないだとか、というふうな形で、やっぱりしっかりと法令に則ったもので、基準として認可外の野外保育だったりとか、自然をたくさん取り入れたというところも認められていくというのは、一つ大事かなというふうに思いますし、そこは変な新しい認定制度をつくるということよりも、まず、この指導監督基準の中の見直しというのは希望したいなというふうに思います。

それで、先ほど普及プログラム、普遍、プログラム普遍化ですか、そのところに入りますけれども。先ほど認定もしくはブランドイメージのアップのための認定だったら云々かんぬんという話を僕はしましたけれども。

先ほど内藤先生がおっしゃられたように、プログラムという形ではなくて、ガイドラインというふうな形になっていけば、そのガイドラインに則って保育をしています、もしくは保育をしていません、ガイドラインの一部を取り入れていますというような形で、そのブランドイメージのアップとか、それが社会化ということになるかどうかわかりませんが、それもしながらであれば、プログラムということではなくて、ガイドラインという形でもいいのかなというふうに思いました。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。

○山口委員

山口です。先ほどから出ています、内藤先生がおっしゃったガイドライン的なものというのが一番じっくり来るかなというふうに私は思いました。

議論の途中から、やはり内容的に限定するのは難しい、しかも理念というのだから茫漠としていて、それどこを認定すればいいのかということになりますので、やっぱり保育所、保育指針とかああいった、要するに、そうですね、指針としてこのようなガイドラインがあるといいかなと。

それに加えて、もし県としてかかわれるところがあるとすると、先進的な取り組みというか、やっているところをホームページ上で何か紹介するとかすると、例えば文部科学省とかもよくそういうような手法を使っているかと思うんですけども。こういう例えば子育て支援で、こんなことをやっている市がありますとって紹介していたりするんですよ。そういうようなことをしていくと、かなり広がっていくのかななんて、ぼんやり考えていたところなんです。以上です。

○上原委員長

方向的にとれば、内藤先生が言われたことの手言葉をいただくだけでも、ガイドラインというものがあつたとします。それでガイドラインに沿つたことが実施されているならば、現時点では森のようちえん、あるいは既存のところでも、どうぞ名乗ってくださいという、そんな方向で向かつていくということですね。

○大月次世代サポート課長

ちょっと私の理解が足りなかつたのかもしれませんが、内藤先生のおっしゃつたガイドラインというのは、普遍化プログラムではしっくりこないのて、やはりガイドラインということではないかと。ですから、認定制度とは違ふものかという理解をしておりました。

○上原委員長

わかりました。先生、どういう意味ですか。

○内藤委員

私も自分で言つていてわからなくなつてしまつたんですけども。さっき荒井委員さんがおっしゃつたように、やっぱり二段構えのものがどこかで一緒になつてしまつてゐるんですね。これ、しつかり分けるべきものなのか、どうしてもつながるなというふうに考へていくのか、私のガイドラインはどつちでしょうね。もう何か聞いているうちにわからない。

○上原委員長

では、それはプログラ目的には言つていなかったと思いますが。

○内藤委員

プログラムではないですよ。それがちょっと受け入れられないので、さっきおっしゃつた、理念ではちょっと漠としてゐるので、もうちょっと内容というか、縛りを伴つたようなものにしていくという意味でガイドライン、そういうことです。

○荒井委員

僕、先ほど分けてというお話しをしたんですけども。その分け方も実情に合つてゐなかつたかなと、僕は気にしてゐて。要するにあれですよ。認定制度と普遍化プログラムというものの両輪構えでこの事業、認定制度ばかりひとり歩きをしていますけれども、事業名自体は、信州型自然保育検討普及事業ですよ。この事業の両輪として認定制度とプログラムの普遍化というのがあると。

僕、さっき間違えてゐたのが、認定制度のほうは、特徴的な自然を生かした保育をしてゐる主に既存の幼稚園・保育園以外の園に向けてのものみたいな整理を僕はしてしまつたんですけども、そうではなかつたんですね。それも含めて、既存の幼稚園・保育園さんの中でも、そういう自然を生かした保育をしてゐるところは認めましよう、一番最初に僕も聞いた話だつたのに全くそこが抜け落ちてゐて、変な整理をしてしまいましたけれども。

そういう意味では、今の幼稚園さん、保育園さんでも、単に幼稚園ですというだけではなくて、そういう特色ある保育をしますと掲げられると。認可外の保育施設であつたりするところもそういうことをきちんとやって、しかも県から認可を受けていますから安全管理等をきちんとやっていますと、そういう質の高い保育をしていますというのをアピールできるという、認定制度の中にその両輪がある、二段構えがあるということですね。

それとともに、そういう自然保育に、自然型保育の認定を受けていない幼稚園・保育園さんにも、そういう自然を生かした保育をどんどん推進していくためにプログラム普遍化というのが発想されたという考えでよろしいですね。ちょっとそれをさっき間違えて、整理してしまったかなと思います。

その中で、先ほどのガイドラインがどこに入ってくるのかというのを、僕もお聞きしていてまだちょっとわかっていない状況です。以上です。

○小林委員

認定のほうで既存の保育園さん、幼稚園さんも条件を満たせば認可を受けられる。認可というか、認定を受けるというのは、ずっと前からずっとそういう話だったので、それはそれで。

ただ、うちはうちらでやっているところがあるので、では、うちのところはちょっとプレミアム園とつけておいてもらえばいいと、それだけです。

○事務局

すみません、今の議論を聞いていて、荒井委員が非常に的確にまとめていただいたというふうに思います。

こちらから第1回目に示した資料が、そういった意味では非常に未整理な部分があつたのかなという反省もあるんですが、こちらの思いとしては、今、荒井委員がおっしゃったように、とにかく全ての子どもたちがまずは対象としては大前提ですので、長野県の自然環境を生かすという点では、全ての子どもたちにどうメリットがいくかという点で、認定制度についても、一つはやっぱり特定の団体だけではなく、幼児保育とか幼児教育にかかわっている全ての人たちに、それはメリットがあるものにしたいというのがまず一つです。

ただ、こちらが、今、私自身がちょっと最初の事業ペーパーを書いた人間の一人としてちょっと反省するのは、認定制度の中に、やはり全てにメリットがあるという部分プラス、やはり今、県内で16園、小林委員が言われたように、認可外という立場でやっているところにもしっかり光を当てて、社会的認知とか信頼性というものを、やはり行政として認めていくという意味での認定制度という側面と、それを一つの制度という中に、ある意味、無理やり盛り込んでしまっているというのが今の現状かなというふうに思います。

ですので、それが一つの仕組みの中で両方が満たせるのか、やはりそれは分けたほうがいいのかというような議論をぜひ、そういった意味での整理をしていただくのがいいのかなと、ちょっと、今、伺っていた中では、私自身の一つの整理としては感じたところです。

それでもう一つ、すみません。それで、先ほど高松委員がおっしゃったように、自然環境を活用しているという園にすべからく、ある意味、認定を出すということと、私はその認可外の団体でやっているというところに光を当てるということは、結果としては矛盾し

ないというふうに私は思っています。

ですので、要するに長野県の中で、子どもたちにその自然というものとの関係を大事にしようという、先ほど小林委員も言われたように、そういう思いというか雰囲気というか、そういうものを広めていくということは、結果として、そういう認可外の施設にとってもプラスになるだろうと思いつつも、それを一つの仕組みの中で両方を満たせないとすれば、それはちょっと整理したほうがいいのかなどというふうに、今の議論を聞いて感じました。

○本城委員

認定制度というふうな形は、やはり新しく認定、いろいろな法律とかに則った認定制度をつくるというのはすごく、先ほど高松先生も何回もおっしゃっていますが、認定をするほうとしても責任があるというのは、本当に大きなことだなというふうに思っています。

なので、やっぱり新しく認定制度をつくるというアプローチよりも、僕はやはり既存の制度の枠組みの中を少し変えるとするのであれば、認可外の保育施設の指導監督基準を、その中に施設を持たない野外保育をしているところでも、この基準に見合うような基準の変更とか追加ということがいいのではないかなというふうに思います。繰り返しになりますが。

そして野外保育、信州型自然保育というものを実践している団体に、今回の16園も含めてですけれども、もしくはその16園以外でも実践していたりとか、保育園とか幼稚園でも既に実践しているというところにスポット、光を当てるとのことであると、ガイドラインというものをつくった中で、そのガイドラインのモデル園みたいな形で、モデル的な取り組みとして幾つかを県としてピックアップして、広く紹介をしていくと。それが、一回モデル園を決めたらおしまいではなくて、毎年毎年それが増えていったり、変わっていくというふうな形で光を当てていく。それは別に、いわゆる認可外の保育施設の取り組みもそうでしょうし、公立保育園の取り組みも認可の保育園の取り組みもそうでしょうし、学校法人の幼稚園の取り組みも同じような形で、モデルとして手を挙げてもらったりとか、もしくはこちらから、県のほうからモデル園としてぜひ紹介させてくださいというようなアプローチをしてもいいと思うんですけれども、そういうような形で、実践しているところに光を当てて、広く認知を広めていくという方法もあるのかなと思います。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。言葉の整理だけしておきますけれども。

認可外の施設の基準を見直してではなくて、例えばそんなものをモデルにしながら、そういう部分にどんなふうな、勘案した部分を加えながらやるかという、そういう意味ですよ。一番最初に言った部分は。

○本城委員

指導監督基準をそこに変えるということ、指導監督基準を変えるということです。僕の言っていることは。

○上原委員長

認可外の。

○本城委員

認可外の、認可外保育施設の指導監督基準を変更するということです。

○本城委員

例えばです。新しく認定制度をつくるということです。

○大月次世代サポート課長

社会的認知を上げる、信頼度を上げるというのは、現在ある基準が当てはまらないので、それを緩めてくれという方向へ進んだら、信頼度とか認知度というのが下がる方向へ行きますので、私どもとしてやっぱり考えているのは、そのところはきちんと質の担保ができるようなものでないと、それはまずいかなと思います。

○本城委員

違います。基準を緩めるという形でなくて、基準を変えるということですね、改善するということです。野外、施設、保育施設、部屋とかをもう保育施設、この面積だとか、それに見合っていないなくても、もし野外でも安全をちゃんと担保できるようであれば、この指導監督基準に見合うようにするというのではなくて、監督基準を全く緩める必要はないと思います。

むしろ、例えば野外であれば人員配置は多くなければいけないというふうなこともかもしれない。むしろ厳しくなるというふうなこともあると思うので、全く緩める必要はないと思います。

○上原委員長

それはかなりの整理が必要ですね。要するに、それは認可外施設の基準を、わかりやすくいうと、いただくような形にもなってしまうわけですね。

逆方向で行きたい気がするんですけども。こちらは自然保育のスタイルを自然保育の基準、しかしそれは言えば、保育所・保育指針、あるいは幼稚園教育要領、そういったものは準用しますと、あるいは、ベースには仕込みますと同じように、認可外施設の基準等々もベースには入らざるを得ませんと、そういうことになるかと思うんですけども。

○小林委員

本城さんがおっしゃっていること、何といたえばいいですか、県のほうとして監査をするときに、全く条件が違う施設ですと建物がないので、建物がある条件で監督基準があるのにもかかわらず、建物がないこういう施設ですと。だけど、ここに子どもが通っていてこういう生活をしていますと。そこは満たせてありませんという、指導があるのかどうか知りませんが、そういうことになるわけですね。

それは、こちらに合わせろというか、実際にそういう施設があって指導監督基準に合っ

ていないんですが、それは指導監督基準を外れているということではなくて、全く別のところで、そういう新しい発想で、建物が無いという発想の保育が実際に行われているわけですから、監査の基準を新しくつくるべきだとか、変えるとか、つくるべきで、建物が無いという、そういう施設に対しての監督基準をつくるべきで、何か緩めるとか、高めるとか、そういうことでなく、それに適用した監督基準をつくるのは、別にそんなに不思議な話ではないだろうなとか、今やれという話ではないです。それ、自分のところはそういうところとちょっとまた違うのであれですけども。

でも、発想として、本城先生が言っているのは、別におかしいことではないとか、何かの基準に、実際にこちらが合っていないのを、ただ全く違う施設にもかかわらず、その基準を満たしていないということを常に言われ続けなければならないので、それを決して、言われたからといって園舎を持つわけではないところに対して、園舎のない園には、ではこういう監督基準で監査をしましょうというのは県の工夫としてあってしかるべきだというふうには思うんですけども。ただ、この認定の話とは、またちょっと違うようなところかなとか、そのことでそういう基準ができたからといって、認定と同じような何か社会化の広がりみたいなものは、ちょっとまた別の部分で全然違う広がり方とか、そのことで一般市民の方が、では森のようちえんを知っているというふうにはちょっとならないだろうなというふうに思うので、ちょっとまた別かななんて思いましたけれども。

○上原委員長

小林さんの言うことのほうが、私は飲み込めるんですが。

○依田委員

質問してもいいですか。

依田です。本城さんにお伺いしたいんですけども、今のお話だと、では「びっぴ」は、認可外保育施設の基準に満たないという書面を県からもらっているということですか。

○本城委員

いえ、もらっていません。

○依田委員

認可外保育施設の基準を満たすという書面をもらっているんですよね。

○本城委員

いえ、満たす、満たさないという書面はないですよ。

○依田委員

あれ、安曇野市から出ているんですか。

○浅川オブザーバー

いえ違います。

すみません、何も一言もずっとしゃべっていなくて、ずっと聞いていましたけれども。認可外保育施設の規定を満たす、満たさないものでなくて、認可外保育施設の指導としては、これが必要ですよと言われるだけです、多分。だから、認可外保育施設として認めませんというのではないんです。

○本城委員

認可外保育施設は届け出なので、まず届け出る。それに対して年一回の指導監督を文書、もしくは口頭で指導を受けるということです。

○浅川オブザーバー

指導監査があつて基準に満たされていなければ、満たされませんので改善してくださいという文書は出ますけれども、それをどうでもやれというものではないはずですよ。そうですね。

すみません、それとついでに申しわけございません。ずっと今まで聞いていて、私、行政の立場で、部長がここの席に本当なら座っていて話すべき話だとは思いますが。

さっきからいろいろ、その認可とプログラムというお話が出ていますが、先ほどのその認可を、では一般の、例えば私どもで言えば、公立の野外施設を、野外のそういう山とか自然を使って保育をしている公立の保育園でも、そのプログラムが決められてあつて、そのプログラムをやっている、この森のようちえんという認定を受けられるというふうに解釈をして、部長も私もしていたんです。そうすると、先ほど高松先生が言ったような、では何を認定するのか、何を、認定とはなんぞやというところを決めないと、今の話は絶対決まっちゃいけないというふうに聞いてうんと思ったんですけども。その辺は、多分、次世代サポート課ですね。こちらの事務局側のほうで、どの辺を、では、その対象をどうするかということからお話があったと思うんですが、そこを決めないと、その対象も、では変わってきてしまうのではないかとこのように感じました。

○上原委員長

ありがとうございます。そのとおりなんです。どの、対象ですけども、どのポイントポイントで認定していきますかという、そういうことですよ、いうなら。

○浅川オブザーバー

それを明確にしないと、多分、この議論はずっとこういう議論のままだと思いますし、それから、本城先生の言ったお話もよくわかるんですが、その認可外保育施設としての届け出と、こちらの自然保育の認定、認可は別物というふうにししないと、それで改めて、認可外保育施設の認定の届け出をして、そういう認可外保育施設という認定は受けるけれども、それ以外にこの自然型保育の認定を受けるというふうにししないと、この事業というのは成り立たないのではないかとこのように、聞いていて思いましたけれども。

○本城委員

一番最初に発言したときに申しましたように、僕は認定制度は必要ないという立場です。

認定、こういった今、議論をされている認定制度は必要ない。

むしろ、認定制度でなくて、指導監督基準を変更することがまず一つと、もう一つは、先ほどガイドラインのような形でモデル園のようなものをつくって、認知を広げる。それがここでいう、先ほど言いましたけれども、ブランドイメージのアップのような意味での認定に近いものになるのかなというふうな形。それから、あくまでも僕は、今まで議論されている認定制度は必要ないのではないかと、自然保育を、信州型自然保育をやっていることを認定するような制度は必要ないというふうな立場でずっと発言をしています。

○上原委員長

意見としてはよくわかりました。

○大月次世代サポート課長

安曇野市さんからお話しありましたように、この場で、ちょっと議論をお願いしなければいけないのは、その認定制度をつくるという中で、行政として認定制度をつくるというのは、またそれなりに責任を伴うお話であります。

ですから、その行政としての一定の責任を果たしつつ、質を担保するためには、ではどういふ部分でどういふ活動をしている園を信州型野外保育というふうに認定をするか、その基準をどう決めましょうかという部分をいろいろご意見をいただきながらつくり上げていきたいというものでございます。

○上原委員長

本城さんのお考えご意見、尊重するんですけども、認可外施設の基準を云々とはちょっと別のテーマです。こちらは認定の仕組みをどうやっていくかと、こちらを進めていきたい。

○本城委員

ただ、県の指導監督基準に満たない部分があるところを、別に県が別な制度で認定をするということに、全体的な矛盾はないのかというところがすごく疑問があるんですけども。

○上原委員長

ないと思います。全てをあわせ切るものなのかどうかですね。今度、逆のことが出てきますよね。全ての制度が全ての県の他のものと結びつける、あるいは、そのベースを一緒にするか、それは内容、性質によって違いはあり得る話です。

○事務局(こども・家庭課)

すみません、認可外保育施設の指導監督基準なんですけれども、これ国で決まった一定の基準がございます。ですので、今回の趣旨としては、国の基準では、いわゆる野外保育というのはその施設的な部分で認められないというものを、長野県独自の認可の認証の制度をつくらうというのがもともとの趣旨というところもありますので、その国の決めた、

この指導監督基準に従って、全国同じ基準で認可外保育施設のその立入調査なりはしている。

だから、国の基準には合致しないというものを県独自のその認可、認証制度を設けたいというのがもともとの趣旨というところがありますので、その辺、ちょっと一つ、ご理解いただければというところでございます。

○上原委員長

そんな整理で進めていこうと思います。

次回にそれを膨らませていただければと思います。

○大月次世代サポート課長

事務局のほうでもう少し、今日いただいたご意見を整理をし、疑問点を出された部分を、次回、もう少し明確な形で整理して、ご議論をいただけるように準備をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○上原委員長

ありがとうございました。今のとおり整理していただいて、それをまたたたき台にしていきましょう。ありがとうございました。

(3) 検討委員会 今後の開催日程（案）について

○事務局

ありがとうございました。時間が超過してしまいまして、手短かにこの後の次回以降の日程のことについて、ご提案をさせていただきたいと思います。

1枚の資料にありますが、第3回目は7月22日火曜日の14時からということでお願いできればと思います。一応、事前にいろいろ委員の皆様にお伺いしたところ、この日、この時間帯が一番、ご出席できる割合が高いということで、都合合わない方もいると思うんですが、22日火曜日の14時からということでいかがでしょうか。

あと4回目以降は、時間はまだちょっと確定していませんが、日にちはこの日にちで調整を、基本的にはこの日にちで進めさせていただければと思いますが、また、ご都合等ありましたら、個別に事務局のほうにおっしゃっていただければと思います。

○上原委員長

視察など必要だということならまたお願いすることになるかもしれませんが、ご協力いただけたらと思います。終わります。

4 閉 会

○事務局

それでは、長時間にわたりましてご検討いただきまして、まことにありがとうございました。

した。以上をもちまして、第2回信州型自然保育検討委員会を閉めさせていただきます。
本日はまことにありがとうございました。